

「県電統一」の完成と宮城送電興業買収問題：宮城県における知事・県当局と県会の対立とその帰結

加藤，健太
高崎経済大学：教授

<https://doi.org/10.15017/7172120>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として．39，pp.1-31，2024-03-25．九州大学附属図書館付設
記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：



【論説】「県電統一」の完成と宮城送電興業買収問題

——宮城県における知事・県当局と県会の対立とその帰結——

加 藤 健 太

一 課題と対象

宮城県営電気（県電）を創設したねらいは、仙台市を除く宮城県内の民間事業者が経営するすべての電気事業を買収して、電力統制を強化するとともに、電気供給の「簡便」化・「普遍」化、および電気料金の低廉化・均一化を実現することで需要を拡大し、産業と農山村の振興を促して「県民の福祉増進」を図り、同時に将来の県財政に貢献することにあつた。

県当局は一九二〇年十二月、県会の決議を経たうえで「宮城県電気経営事業計画」を発表し、二二年七月に電気事業の県営に関する臨時県会で、電気事業者の買収とそれに要する資金調達のための起債などを決定し、同年十二月一二日に前田利定通信大臣から電気事業の認可を受けた。一九二三年二月、県は山三カーバイドを買収して事業に着手し、翌月には仙台市営の郡部電気事業（郡部のうち長町、原町を除く八町一五ヶ村の区域）を譲り受けて四月から「本格的な営業」を開始した。

宮城県営電気はこれ以降も電気事業者の買収を繰り返して事業の規模と範囲を拡大し、一九三一年三月に「宮城送電興業株式会社を買収して、県営電気事業に着手以来約一〇年の歳月を経て、ここに県下電気事業（仙台市営を除く）統一を完成させた」とされる。^①

本稿の課題は、この宮城送電興業（宮城送電）の買収問題を題材にして、知事・県当局と県会が何を争点に対立し、いかなる論理に基づいて自らの主張を展開して、最終的にどのような帰結を迎えたのかという点を検証することである。

このような課題を設定した意図を明確にするため、まずは研究史の整理をおきたい。とはいっても、先に引用した東北電力株式会社編（一九六〇）を含め、県による宮城送電の買収を詳細に論じた文献は管見のかぎりきわめて少ない。^②

その中であって、次の諸事実^③に言及した我孫子（一九八八）と高橋（二〇〇一）は注目すべき研究といえる。

我孫子（一九八八）は、①宮城送電が宮城県営電気が発電量のすべて

第1表 宮城県による宮城送電興業の買収過程

年	月	日	事項
1928	10	21	県と宮城送電、買収交渉を開始
	10	27	宮城送電、県に対して買収の承諾を回答
	11	23	県と宮城送電、「仮契約書」を締結
	12	20	牛塚知事、通常県会に買収に関する諸議案を提出
	12	22	県会、慎重審議のうえ満場一致で原案を可決
1929	1	19	県と宮城送電、通信大臣に「事業譲渡認可申請」を提出
	2	4	県と宮城送電、通信大臣に「追伸書」を提出
	3	13	県、内務、大蔵両大臣に「起債及継続費設定許可申請」を提出
	5	3	通信大臣、宮城送電と宮城県の申請を認可
	10	8	県と宮城送電、通信大臣に事業譲渡期限の6ヶ月間の延長を申請
	11	16	通信大臣、事業譲渡期限の延長を認可
1930	3	5	県と宮城送電の間で「協定書」を締結
	3	20	宮城送電、臨時株主総会を開催、買収価格の減額を確定
	4	14	県と宮城送電、通信大臣に事業譲渡期限の6ヶ月間の延長を申請
	10	13	宮城送電、県の「起債及継続費設定許可申請」の件について、内務大臣に「調査促進方」を陳情
	10	25	通信大臣、県と宮城送電連署の「事業譲渡認可申請」を認可
	10	28	県と宮城送電、通信大臣に事業譲渡期限の6ヶ月間の延長を申請
	12	26	通信大臣、事業譲渡期限の6ヶ月間の延長を認可
	12	27	内務、大蔵両大臣、県の「起債及継続費設定許可申請」を更正許可
1931	2	13	湯沢知事、県参事会に「電気事業費起債及償還方法変更ノ件」を提出
	2	23	県会議員・遣水祐四郎ほか13名、当該買収に関する意見書決議のため、臨時県会の開催を要求
	3	9	臨時県会を招集
	3	12	湯沢知事、臨時県会で宮城送電の買収に関し説明・演説
	3	14	遣水祐四郎ほか16名の県会議員、内務大臣に意見書を提出
	3	15	臨時県会、11日から慎重審議を重ねて意見書を多数をもって可決
	3	20	宮城送電、臨時株主総会で解散を決議
	3	31	対宮城県事業譲渡仮契約第1条但書を除く、宮城送電の一切の事業ならびに財産の受渡を完了
	4	1	県と宮城送電、通信大臣に事業譲渡終了届を提出
	6	23	対宮城県事業譲渡仮契約第1条但書に属する宮城送電の残存物件の受渡を完了

資料）『宮城県電気事業誌作成資料 第一号（事業買収）』、宮城送電興業株式会社『営業報告書』各期版、宮城送電興業株式会社清算事務所『第二十三回報告書』1931年6月30日より作成。

を販売していたので、「比較的容易に交渉はまとも」り、県が一九二九年八月二六日に「事業統一の報告会」を開いたこと、しかし、②同社の引渡完了前に昭和恐慌が発生したことにより、電気料金が大幅に下落して「買収価格の算定基礎に大きな変化が生じた」こと、③その「調整に時日を要し、一割減額することで合意が成立し、事業の引渡しとなった」こと、を明らかにした^③。

他方、高橋（二〇〇一）は、右記の③の「調整」に関して、県の「起債申請額」（≠買収価格）をめぐり、「世論が刺激されるとともに、野党であった立憲政友会（政友会）系県議が政争に持ち出したため、紛糾した」と論じている。

しかしながら、いまだ解明されていない点が多い。たとえば、買収価格の「調整に時日を要し」たのはなぜか。どのような利害の対立を「調整」しなければならなかったのか。「世論」とはいかなる内容であったのか。「一割減額すること」で合意が成立し「たのはなぜか。そして、「一割減額」はどのようにして導かれた〈解〉であったのか。

要するに、③の結末を迎える過程で起きたことは、ほとんど詳らになっていないのである。加えて、①と②についても、より詳細な事実に接近することは不可能でない。

この論文が、知事・県当局と県会の対立とその帰結に焦点を合わせながら、宮城送電買収問題を分析することを課題に設定した理由は右記の諸点に求められる。

主な史料としては、県の手で一九四一年にまとめられた『宮城県電気事業誌作成資料 第一号（事業買収）』（宮城県公文書館所蔵、昭和一六―二〇〇六）の「第八節 宮城送電興業株式会社事業買収」を用いる^④。タ

イトルからは「宮城県電気事業誌」（「事業誌」）を編むために作成した史料と推測できるが、管見のかぎり「事業誌」らしき文献の存在は確認できない。したがって、この史料から明らかになる事実はそれだけで一定の価値をもつと考える。

予め断っておけば、宮城送電買収問題を解決する過程で、知事は牛塚虎太郎から湯沢三千男へと交替している。ちなみに、前者の在任期間は一九二六年一月一八日から一九九一年一月九日、後者はそれ以降、三一年一月一八日までであった^⑥。知事の交替からもわかるように、この問題の処理は比較的長い年月を要した。そうした事情もあって、本文はときに時系列が前後することがある。第1表に買収過程を年表風にまとめておいたので、適宜参照してもらいたい。

二 宮城県による宮城送電興業の買収

（一）買収過程

宮城県は一九二八年一月二一日、宮城送電興業との買収に向けた交渉に乗り出した。県は、同社が卸売事業者であり、かつ発電所の常時出力二〇〇kWのすべてを宮城県営電気に供給していたから、「県電統一」という創設のねらいを実現するための買収は「当然」と認識していた。それゆえ、県は「県内電気事業統一ノ為メ、貴会社ノ事業財産権利一切」を買収したい旨を告げ、その承諾を求めたのである。

県の要請を受けて、宮城送電は「重役会議」を開催し、その決議を経たうえで一月二七日に買収に応じると回答した^⑦。その後、牛塚虎太郎知事と山本豊次社長は交渉を重ね、一月一五日、買収額二五五万七、

八〇〇〇円で決着を見た^⑧と報じられた。これ以降、さらに買収条件に関する折衝を続けて一月二三日、両者は別紙資料に掲げた仮契約を締結した^⑨。

全部で一二条におよぶ条項のうち、とくに重要なのは第一条と第二条で定めた買収価格であり、第2表の「買収価格計算基準」は、宮城送電の発電所から送電線を伝わって塩釜町の変電所に至るまでの電力料金を「想定」し、常時電力料と特殊電力料の合計二四万七二四円を「収入額」と見なし、営業コストとしては「発電所、送電線並変電所ノ諸経費」として三万一〇二〇円を計上して、差引利益金二〇万九七〇四円を算出する。そして、この利益金を年利六分五厘、二五年間の「償還算出定率」（〇・〇八二）で還元した金額を一〇〇の位で四捨五入して二五五万七四〇〇円を導き出した^⑩。この金額は後に〈物議〉をかますので、記憶に止めておいてほしい。

牛塚知事は一九二八年一月二二〇日、開会中の通常県会に宮城送電の買収に関わる諸議案を提出し、県会は「慎重審議」のうえ同月二二日、「電気事業財産買受ノ件」を原案どおりに「満場一致」で可決した^⑪。他方、宮城送電も同年一月一五日開催の臨時株主総会に「当会社ノ事業、財産、権利一切ヲ宮城県へ譲渡スベキ仮契約書承認

第2表 宮城送電の買収価格計算基準

種別	金額 (円)
常時電力料	220,993
特殊電力料	19,731
計	240,724
運転維持費	31,020
差引利益金	209,704
年6分5厘、25年償還算出定率	0.082
上記金額	2,557,366

資料)『宮城県電気事業誌作成資料 第一号 (事業買収)』、411頁より作成。

ノ件」を諮り、承認可決している¹²。これをもって、「仮契約書」の第二条に定めた県会と株主総会の決議、および主務官庁の許可ののうち、二つの要件をクリアしたことになる。

県当局と宮城送電は一九二九年一月一九日、牛塚知事を譲受人、山本社長を譲渡人とする「事業譲渡認可書」に「仮契約書」を添付して久原房之助通信大臣に提出するとともに、同年二月四日には「仮契約書」の内容などにつき説明を要する点を記した「追伸書」を同じく久原大臣に提出した¹⁴。

両者は「追伸書」の中で、①「仮契約書」の第一条にある「但シ長町、原ノ町苦竹間送電線路」以下の文言と②「仮契約書」に定めのない高田鉾山送電線路に説明を加えた。①に関して、宮城送電は記載の送電線と変電所がすでに廃止の認可を受けたものの、未だ撤去していないため、県に事業を譲渡する際、それらは別に協定した金額を支払うと述べた。他方、②の内容は左記のとおりであった。

史料 1

高田鉾山送電線路（岩出山変電所ト元高田鉾山変電所間）ノ件
宮城送電興業株式会社ハ曩ニ高田鉾業株式会社ヨリ岩出山変電所及
高田鉾山送電線路ヲ譲受ケ、既ニ岩出山変電所ノ所有権移転ハ完了
セルモ、全上送電線路ハ代金支払未済ノ為メ、財産所有権ノ移転未
完了ニ付、此ノ財産ノ処分ハ後日ニ譲リ、該送電線路ノ使用権並宮
城送電興業株式会社ト現ニ電力需用者タル共立鉾業株式会社細倉鉾
山（前名高田鉾業株式会社高田鉾山）間ノ電力需給契約一切ハ、其
俾宮城送電興業株式会社ヨリ宮城県ニ譲渡スルモノトス

この史料にあまり多くの解説は必要ないだろう。代金未支払いのため
に所有権の移転を完了していない送電線を利用した、宮城送電の電力取
引に関する契約を県にそのまま譲渡するという内容である。

これを受けて通信省は一九二九年五月三日、県と宮城送電に対し「命
令書」の条項の遵守を条件に当該事業譲渡を認可した。具体的には、認
可の日から六ヶ月以内に譲渡を完了すること、この期間を過ぎた場合は
効力を失うこと、通信大臣が当事者の申請に「正当ノ事由」があると認
めた場合はこの期間を「伸長」できること、電気事業経営の認可の有効
期間は一九五七年二月一日までとすること、それまでに譲渡人（宮
城送電）に命令した事項は譲受人（県）も遵守すること、などを内容と
していた¹⁵。

県当局は、宮城送電の買収をもって県内電気事業が所期の目的を達成
したと判断して、一九二九年八月二六日、仙台藩の藩校だった養賢堂談
話室に四〇名の委員を集めて最後の電気事業統一委員会を開催した。そ
の席上、牛塚知事は創業以来の電気事業の買収経過を報告し、佐々木家
寿治県会議長は県会を代表して知事と県当局、そして買収交渉に尽力し
た伊沢平左衛門や山田久右衛門に「深甚の謝意を呈する」とともに、保
留中の宮城送電の買収に係る起債認可の早期解決を要請した。なお、同
日は、県会議事堂で宮城県電気事業統一追悼奉告祭も挙行している¹⁶。

以上のように、県当局による宮城送電の買収自体はとくに採めること
もなく成立したといえる。しかし、この買収に要する資金調達をめぐつ
て、両者の利害は対立することになるのである。

単位：円

第3表 電気事業費継続年期および支払方法内訳表

年度	買収費	工事費	予備費	計
1929	2,557,400		10,367	2,567,767
1930		20,000	6,190	26,190
1931		26,000	6,206	32,206
1932		30,000	8,221	38,221
計	2,557,400	76,000	30,984	2,664,384

資料)『宮城県電気事業誌作成資料 第一号(事業買収)』、415頁より作成。

(二) 資金調達計画とその変更

先に述べたとおり、牛塚虎太郎知事は一九二八年二月二〇日、通常県会に宮城送電興業の買収に関わる諸議案を提出し、県会は同月二二日に原案を「満場一致」で可決した。その内容は、①二五五万七四〇〇円という買収価格と「但シ」以下を含む「仮契約書」の第一条の記載事項、②「電気事業ニ関スル土地建物ノ賃貸借及電気供給ニ関スル権利義務ハ凡テ之ヲ継承スル」こと、③第3表に示す一九二九年度から三三二年度までの「電気事業費継続年期及支出方法」、④「電気事業費起債及償還方法」、⑤二九年度の「電気事業費歳入歳出追加更正予算」であった。

第3表によれば、宮城送電の買収にあたっては、追加的な工事費や予備費を含めて四年間で合計二六六万四三八四円の支出が必要になると想定されていた。この資金の調達方法に関しては、④で説明されたのだが、詳細は後述することとし、起債額二五五万円、利率六分五厘以内、そして一九三二年度まで据置、三三三年度から五七七年度までの二五年間償還することを決議したことを確認しておく¹⁷⁾。

県会の決議を受けて宮城県当局は一九二九年三月一三日、牛塚知事名で望月圭介内務大臣と三土忠造大蔵大臣に「電気事業費起債ノ件並継続費設定ノ件許可稟請」を提出した。県はその中で、「県営電気当初ノ統一

目的ヲ達成」するための宮城送電の買収に必要な資金の調達方法として、起債および継続費の支出を申請したのである¹⁸⁾。

しかし、田中義一内閣は、両税委議法案や自作農創設維持法案、鉄道敷設法改正案など重要法案が衆議院こそ通過したもの、貴族院の抵抗を受けて審議未了で成立せず、さらに一九二九年七月一日に発表した張作霖爆殺事件の処理に関する上奏が強い非難を浴びて翌二日、総辞職に追い込まれた。当時、立憲民政党(民政党)総裁の浜口雄幸は、田中内閣の公債増発を「衰余の病体にアルコールをおおって放歌乱舞」するようなもの¹⁹⁾と厳しく批判し、緊縮財政を訴えていた。そして実際、跡を襲った浜口内閣は金解禁を最重要の政策課題に掲げ、大蔵大臣に就任した井上準之助はその準備として国債整理を中心とする緊縮財政に舵を切る。

具体的には、一九二九年度発行予定の一般会計・特別会計の公債を約六〇〇〇万円も削減して一億四〇〇〇万円以下に抑制した。続く一九三〇年度予算は、一般会計で公債を発行しないことと、特別会計では発行予定額を半減する方針をとった²⁰⁾。そのため、宮城送電の買収に関わる「宮城県債ノ詮議モ自然、保留セラル、ノ悲運ニ遭遇シ」たのである²¹⁾。

こうした事態に対し、県当局は一九二九年七月二三日、「県電統一」の完遂にとって宮城送電買収がいかに大切かを詳しく説明した「追伸書」を井上大蔵大臣と安達謙蔵内務大臣に提出したり、牛塚知事をはじめ「関係部課長」や「電気事業所長」が上京し、起債と継続費の支出の認可を働きかけたりした。

この「追伸書」はまず、県当局が一九二二年から進めてきた電気事業の買収案件を列挙し、宮城送電の買収によって「全テ事業統一ノ目的ヲ

完成スル」ことを確認する。次いで、同社の発生電力をすべて県が購入している点に触れ、その電気料金と「買収費」を比較した場合、買収のほうが有利になることを数値によって根拠づけた。加えて、「速ニ買収スルトキ、県ニ多大ノ利益アルノミナラズ、県電創業当初ノ目的タル県内事業統一ヲ完成スル」ことを再度強調したのである。²²⁾

一方の宮城送電も「度々陳情シ」ていたが、「一向ニ進マズ、且ツ些クモ金解禁前ニハ不可能ト云フコト」が明らかに becoming だけであつた。同社は一九三〇年五、六月頃から「度々政府ニ陳情シ、速ニ詮議ニナル様ニ只管懇願シ」たものの「未ダ容易ニ進捗シ」なかつた。そこで同年一月、「宮城県電統一計画」に沿つて需要家の大部分を県に移譲したと、具体的な内容は判然としなけれど、「将来ニ対スル自ラノ事業計画ニハ一方的束縛ヲ受ケ」という厳しい「事情」をまとめて安達内務大臣に提出するに至つた。そして結局、「経済界モ稍安定シ、起債ノ許否ニ関スル政府ノ方針」が「緩和」された一九三〇年一月二七日になつて漸く「更正認可」されたのである。²³⁾

具体的にいえば、まず内務、大蔵両省は大臣名で、県が一九二九年三月一三日に提出した「電第六三六号 稟請起債ノ件」につき、電気事業費の調達額を三〇年度に額面二四九万六七〇〇円、手取額二四二万七九九円に引き下げて、債券発行や銀行借入により調達するという変更を認可した。²⁵⁾ 次に、同日付「電第六三六号 稟請継続費ノ件」に関しては、安達内務大臣名で金額と継続年数を「更正認可」した。²⁶⁾

ここで注目すべきは、内務省地方局長（次田大三郎）と大蔵省理財局長（富田勇太郎）の両名で以下の通牒が同じ日付で出されたことである。

史料2²⁷⁾

内務省四城地第四二号

昭和五年十二月二十七日

内務省地方局長

大蔵省理財局長

宮城県知事殿

起債ノ件通牒

昭和四年三月十三日電第六三六号稟請標記ノ件、別途更正許可相成候処、本件宮城送電興業株式会社買収価格策定ノ基本単価ハ稍高キニ失スルモノト認メラレタル結果、更正減額セラレタル儀ニ有之、又仮契約書第九条ノ適用ニ付テハ、自今経済界ノ情勢ト県電気事業将来ノ収支状況トニ鑑ミ、慎重考慮ノ上、成ルベク起債額ノ減少ヲ図ラルル様致度
追テ償還年次表更正議決ノ上報告相成度

この史料からは、財政当局が、当事者間で合意した買収価格の減額を迫つたことを読み取れる。「仮契約書」の第九条は、契約締結から引渡の完了までに「譲渡ノ目的物ガ減失又ハ毀損其ノ他、価格ヲ減ズベキ事由生ジタルトキハ」、宮城送電の「過失」によるものでなくても、両者の協議のうえで「譲受代金ヲ相当減額スルコト」があると定めていた（別紙資料）。買収価格（「譲受代金」）の減額は、経済的損失を蒙る宮城送電（の株主）にとつて、当然受け入れられるものではなかつた。それゆえ、この「通牒」への対応をめぐつて、同社と県当局は激しく対立することになるのである。

(三) 電気事業費のための起債とその償還方法

「買収価格策定ノ基本単価」をめぐる利害関係者の対立に議論を進める前に、先述の「更正」を施した「宮城送電興業株式会社買収費償²⁸」を用いて、宮城県会で決議された宮城送電興業の買収に関わる資金調達とその償還方法に検討を加えておこう。

この史料はまず、買収費用とその後の「拡張」費用に要する起債額を当初の二五五万円から一九三〇年二月二七日に額面二四九万七六〇〇万円、手取額二四二万一千九百九十九円へと「更正」して認可を受けたことを「概要」の中で確認する。そのうえで、①「電気事業費起債及償還方法」と②その「変更」に説明を加えた。

①は七つの条項から成り、既述したように一九二八年二月二〇日、県会に提出されて同月二三日に決議されたことを記している。

第一条で変更された起債額と調達手段（債券発行や銀行借入）、第二条で五種類の債券を発行することと県知事がその様式と細則を決めることが定められた。第三条は、債券は原則として額面で発行するものの、募集状況などに応じて単に「額面以下ノ価格ヲ以テ発行スルコトヲ得」と定めていた部分を、額面一〇〇円に付九百七十円以上と下限を設定する文言に修正している。第四条では、利率を六分五厘以内とすることと額面以下で発行する場合に利率を引き上げることなどを定めた。

第五条は償還に関して、据置期間を一九三二年度から三三年度までに変更すると同時に、起点と終点も三三年度から三四年度と五七年度から五八年度（ともに償還期間は二五ヶ年）にそれぞれ変更された。そして、但書で県の財政状態により繰上償還が可能な場合は償還期間を短縮したり、低利な債券に借り換えたりできることを加えた。さらに、マクロ経

済の状況によって、この償還期間の債券を発行できないときは「其ノ方法ノ範圍ニ於テ短期起債ヲ為シ、漸次借替ヲ為スコトヲ得」と付け加えた。

最後に、県が電気事業の収入で当該債券の元利金を償還することと、「已ムヲ得ザル不足」については一般会計から補填することを第七条に盛り込んだ。

他方、②の「変更」に関しては、「急議第九号」として、第一条の起債額を額面二三七万円、手取額二二九万八九〇〇円へとさらに減額して一九三一年二月一三日開催の県会に提出し、同日決議された。この減額は、先に触れた内務省地方局長と大蔵省理財局長の両名で出された買収価額の減額を求めた「通牒」への対応と推察される。

冒頭で掲げた本稿の課題との関連から見てとくに重要な「変更」なので、次節でより立ち入った検討を加えたい。

三 買収価格をめぐる再交渉とその帰結——利害の対立と調整——

先に述べたとおり、宮城県と宮城送電興業が締結した「仮契約書」の買収価格は、内務省地方局と大蔵省理財局により「稍高キニ失スルモノ」と評価されて、その減額を「通牒」された。そして、買収に要する県債の起債額が二五五万円から額面二四九万七六〇〇万円、手取額二四二万一千九百九十九円へと「更正」された。それは同時に、「仮契約書」の第一条で定められた二五万七四〇〇円という買収価格の変更を意味する。この変更が、買い手の県にとっては望ましいのに対し、売り手の宮城送電（の株主）にとって望ましくないことはいうまでもない。それゆえ、買収価

格をめぐって、両者の利害は対立することになった。

本節では、湯沢三千男知事が一九三一年三月一二日の臨時県会で行った演説と宮城送電の臨時株主総会における山本豊次社長の報告を主な手がかりにして、両者の対立がどのように解消されたのかという点を検証する。

(二) 契機

湯沢三千男知事は、「仮契約書」の第二二条「此ノ仮契約ハ甲ニアリテハ県会、乙ニアリテハ株主総会ノ決議ヲ経タル上、主務官庁ノ許可・認可ヲ全部完了シタル日ヲ以テ本契約タルノ効力ヲ生ズ」という条項を、民法の定める停止条件付法律行為と捉え、次の論理を展開する。すなわち、この行為は、「契約其ノモノガ本契約デアリマシテ、決シテ仮契約デハ無イ」。したがって、第二二条の要件を充たした時点で「効力ヲ発生シ、買収ヲシナケレバナラヌ所ノ義務ヲ負フテ居ルモノ」なのである。

そうした契約を結んだのだから、宮城県はこの「法律上ノ義務」を果たさなければならない。ただ、「仮契約書」で定めた買収価格が「更正」されたことで、主務官庁の許可を受けた点は検討の余地を残す。この点について、湯沢知事は、省庁間で「今日、此ノ更正シテ許可サレルト謂フ事例ハ沢山アル」し、「府県制ノ内容カラ致シマシテ、主務大臣が更生シテ其ノ許可申請ノ趣旨ニ反セザル程度ニ於テ、更正ノ許可ヲ与ヘルト謂フコトハヨク有リガチノ事」という認識を示した。³⁰⁾

しかし、それでも問題は解決しない。「仮契約書」に記載の約二五五万円で買収するか、内務、大蔵両省の「監督的ノ更正認可」にしたがい約一三万円を減額した約二四二万円で買収するか。宮城送電興業にこれら

省庁の「監督権」は及ばないため、県のみが両者の「板挟ノ立場」に置かれることになる。湯沢は臨時県会場で、買収価格の問題が残り続けていることを繰り返し論じたのである。³¹⁾

膠着状態を動かしたのは、県内の与論であった。湯沢知事は、起債と継続費の認可をきっかけに、宮城送電の買収価格が「極メテ高イ」、「二割モ高イ、若クハ三割モ高イ、或ハ此ノ契約ヲ破棄シタ方ガ良イ」といった議論が起こつたと述べる。こうした与論に「苦心シナケレバナラヌ立場」に置かれた湯沢は、「仮契約書」をあらためて「研究」し、第九条に目を向ける。先述したとおり、この条項は仮契約を結んでから引渡を完了するまでに「譲渡ノ目的物が滅失又ハ毀損、其ノ他価格ヲ減ズベキ事由」を生じたときは、宮城送電の「過失」によるものでなくても、両者が協議をしたうえで「譲受代金ヲ相当減額スル」場合があることを定めていた（別紙資料）。

県当局はこの条項に基づき、「何等カ減額ノ方法」がないか「研究」するとともに、第八条の宮城送電が「事業、工作物、財産其ノ他一切ヲ相当注意ヲ以テ保管シ、必要ナル修補及有益ナル保存行為ヲ為スベシ」との内容を加味して、次の「極メテ平明ナル解釈」を提示した。すなわち、以上の諸点を踏まえれば、「価格ヲ減ズベキ事由」は、「物的ノ所謂形在アル状態デ滅失又ハ毀損ト謂フ様ナコトニ類スル価格ヲ減ズル事由ガ生ジタナラバ、其レヲ相談ノ上デ減額スルコト」ができるだろう、と。³²⁾

「仮契約書」の第九条に関して、メディアは一九三一年一月一〇日、「価格ヲ減ズベキ事由」を狭義にとらえる宮城送電と広義に解釈する県当局の意見を紹介したうえで、所管省庁の内務省と大蔵省が「更正」（減額）して許可を付与し、かつより低廉な価格での買収を求めていることを

根拠にしつつ、県当局に対して速やかに宮城送電との交渉を開始し、「県民の利益」を増進するよう努力すべきと報じていた。³³⁾

したがって、上記の引用文のポイントは、「類スル」という文言の解釈になる。物理的な「滅失」や「毀損」に「類スル」とは何を指すのか。湯沢知事の演説内容から探っていこう。

「仮契約書」に「減額ノ方法」を見出した湯沢は、「県内ノ与論」に依る形で、「出来ル丈ケ県ノ為メニ、是レヲ安ク買フ様ナ方法ヲ採リ得ルナラバ、私共ハ執リ度イ」との立場を明確にし、「種々調査研究」を実施して、次の「事由」にたどり着く。すなわち、昨年一年間に電気料金の低下などが生じていないかを全国的に調査し、その結果に基づいて「最モ広義ニ解釈」し、買取価格を減額する「事由」にならないか、宮城送電と「折衝」を重ねたのである。³⁴⁾

ここでは買取価格の見直し、県の起債に対する内務、大蔵両省の「更正認可」よりもむしろ、「県内ノ与論」の「勃興」を契機に進められた点に注目したい。「二割モ高イ、若クハ三割モ高イ、或ハ此ノ契約ヲ破棄シタ方ガ良イ」という「与論」が、県と宮城送電の交渉を難航させたからである。

(二) 交渉の争点

宮城県と宮城送電興業の交渉は、次の諸点をめぐって争われた。

①「更正認可」を受けた約一三万五〇〇〇円減額の二四二万一七九九円という起債額に買取価格を変更するか。

②①の約一三万五〇〇〇円を上回る減額はできるのか。

③仮に減額できるとして、その根拠をどこに求めるか。

④仮に減額できるとして、新しい価格をどのように設定するか。

以下で、一つひとつ検討していこう。

①については、宮城送電も、県との間で結ばれた「仮契約書」は第一二条に基づく「停止条件付ノ本契約」であり、一九三〇年二月二七日に主務官庁の認可を受けたから、当該契約はその時点で効力を発生したとの認識を示す。また、県の起債に関して、「仮契約書」の第一条の金額を約一三万五〇〇〇円減じたことで「更正認可」を受けた点にも言及した。

そのうえで、内務省と大蔵省の「更正認可」はあくまでも「県ノ起債力ヲ制限スルモノデ、我社トノ契約金額ニ直接ノ影響ハ無イ」とする。しかし、「時勢ノ変遷ト本省詮議ノ御趣旨トニ鑑ミ」て、県から約二四二万円への買取価格の変更を求められた場合は、「欣然応諾シ、其余ハ契約各条ニ照シ譲渡ヲ履行シタイト考ヘタ」と述べる。そして、宮城送電は一九三一年一月初旬、自社の「意志」を県当局に伝え、契約の速やかな履行を求めたのである。³⁵⁾

「更正許可」を受けた金額は、売り手の承諾を得る経路を確保できたという意味で〈合理性〉を有していたと評価できる。

しかし、この買取価格に対しては、むしろ買い手の県当局が難色を示した。「県内ノ与論」がより大幅な引下げを求めたからである。湯沢三千男知事は②について、「仮契約書」の第九条を「最モ広義ニ解釈スル」とで、①よりも多くの減額を要求できると説明すると同時に、④に関して「一割減」という数値をあげたのである。³⁶⁾

この「一割減」はどこから出てきたのか。県当局は一九三一年一月二四日、知事官舎で県電顧問会議を開き、買取価格の決定にあたっては、

起債認可額（約二四二万円）を基礎にして、ここから「天引」するような方法をとらず、新たな評価基準を定めること、そして、この基準から算出された買取価格をもって「最後の買取価格とし、会社がこれに応ぜざる時は交渉決裂しても止むを得ずとすること」を決めた。³⁷⁾ 顧問の一人である大槻茂は、湯沢知事が、県電顧問会議の場で話に出た「二割引」という数値に基づく金額で「交渉する気になったのだろうか」と推測していた。³⁸⁾

実際に県当局は一月二七日、宮城送電の山本豊次社長を県知事官房に招き、湯沢知事自ら「仮契約書」の第九条に基づいて、本契約となった買取価額二五五万七四〇〇円から「二割引」の二五万五七四〇円を減じ、二三〇万一六六〇円に引き下げたいと口火を切った。この要請を受けた山本はその場で即答せず、他の役員と相談したうえで回答すると告げたとされる。

メディアから「二割引」の根拠を問われた県の熊田孝太郎電気局長は、宮城送電の「一キロ」当たり単価二銭一厘を二厘値引き、また、起債認可額の根拠でもあった「一キロ」当たり単価二銭を一厘値引いて導き出した「適当」な数値であり、県電顧問会議も承認しているのので、「県はこの切り出した値段で何処までも押し進む考へである」と「覚悟」を語った。³⁹⁾

『河北新報』は、宮城送電が翌二八日午後一時から陸奥ホテルで定時株主総会を開催する予定になっており、その終了後に役員会を開いて協議のうえ、二九日に県に回答すると報じていた。⁴⁰⁾

実際、宮城送電は一月二八日の県当局からの要請を以下のとおり株主に報告している。

史料3

県デハ、各停止条件ノ成就ト共ニ本契約タル効力ガ発生シタモノトシ、契約各条項ニ付テ研究ノ結果、第九条中「其他価格ヲ減ズベキ事由生ジタルトキハ」トアルヲ広義ニ解釈シ、経済界ノ変動、物価ノ下落等ヲ包含スルモノト認ムルカ故ニ、第九条全文ニ基ク値引トシテ、第一条表示ノ金二百五十五万七千四百円ニ対シ天引・一割ヲ以テ承諾センコトヲ望ム。

この話を聞いて、宮城送電の経営陣は「頗ル驚」いたという。県当局とは異なり、第九条を「減失毀損其他之レニ類似ノコトヲ意味」すると「狭義ニ解釈」し、「決シテ経済界ノ変動ニ基ク物価ノ下落」などを含まない「確信」していたからである。そして、この「確信」はいまも変わらないと訴えた。同社は、県に「常識的ノ裁断」を訴えたが、耳を傾けてもらえなかったため、「専門家」の「法律的鑑定」の結果をもって「再考」を要請した。⁴¹⁾ その内容は湯沢知事の説明とほぼ一致している。⁴²⁾

このように、宮城送電と県当局は双方とも自らの解釈を変えることなく、議論は平行線を辿ったのである。

(三) 宮城送電興業の要望

しかし、少なくとも新聞報道に接するかぎり、宮城送電興業の経営陣は柔軟な対応を念頭に置いていたようである。すなわち、山本豊次社長は一九三一年一月二八日に開催された「重役会議」において、先述した「二割引」の算出根拠などを説明したうえで対策を協議し、次の点で意見の一致をみたとされる。

財界の変動を買収額の引下げの理由として認めるのかという点については、内務省の調査による起債認可額がそれを適切と判断しており、また、仮契約締結後二年もの時日を経ているので、「工作物の滅失または毀損」が生じた可能性もあるだろう。とはいえ、「仮契約書」第九条に基づいて買取価格の引下げを認める場合でも、「共同調査」を実施して合理的な金額を算出すべきである⁽⁴⁵⁾。

山本社長は、「重役会議」の結論を「知事懇請の意見は重役もこれを諒とし、円満解決を望んでい」るようだと言っている一方、具体的な値下げ額に関しては、宮城県提示した金額が「適当」かもしれないけれど、減額、増額いずれの可能性も残ると認識していた。そのため、山本は翌二九日、佐々木栄介取締役と知事官舎を訪れ、「一割減」の主旨に理解を示すとともに、具体的な金額については、いまだ検討の余地があると思うので、県と共同調査を実施し、その結果を踏まえて決定したいと回答したのである⁽⁴⁴⁾。

(四) 交渉の再開

宮城送電興業の山本豊次社長は前出の株主総会の席上、一九三一年に入ると本事業が「極端ニ政治化シテ」きたので、宮城県としては解決を急がざるをえなくなったのではないかと推測し、県が同年二月一二日、「四囲ノ事情上譲歩ノ余地」はないから、当社に対し「速ニ承諾ノ返事」をするよう求めてきたと説明した⁽⁴⁵⁾。実際、野党である政友会所属の県会議員はこの頃、湯沢三千男知事に対し、臨時県会を招集するよう強く要求しており、譲歩する姿勢をまったく見せなかった。湯沢は政治的にきわめて厳しい状況に身を置いていたといつてよい。この辺りの事情に関

しては、後で説明を加える。

その一方で、湯沢知事は宮城送電との買取交渉に関して、「幸ニモ会社（宮城送電ニ引用者）ハ大局ニ目ヲ付ケマシテ、是レニ対スル所ノ応諾ヲ致シ」たと述べている⁽⁴⁶⁾。しかし、この発言内容は宮城送電側の見解とかなり異なる。

山本社長によると、宮城送電は上記の要求に対し、解決を急ぐ県当局の「立場」に「同情」し、「熟議」の末に①「仮契約書」第一条の譲渡価格を内務、大蔵両省の「更正認可」に従って減額すること、②同じく第一条の末文にある残余財産は無償で県に寄付すること、③第九条に定めた「工作物ノ滅失毀損額」について、県の調査では五万五九八三円とされたけれど、「技術的科学的ニ立会調査」をしたうえで「協議決定」したわけではないから、「急ニ信ズルコト」はできない。

③について、当社としてはその金額を二万円以内と推定するが、「急ヲ要スルヲ以テ、県ノ指示金額ヲ承認スルコト」を内容とする「最大譲歩案」を提示した。宮城送電は、「天引一割」を明確に拒否する一方で、②の残余財産と③の「工作物ノ滅失毀損額」に関しては、ある程度「譲歩」したといえる。しかし、同社の「極力交渉」の甲斐もなく、「妥協点ニ達シ」なかった。だからこそ、山本社長は湯沢知事に対し、共同調査を要望したのであろう。

県当局は、あくまでも「仮契約書」第一条記載の買取価格二五万七四〇〇円の「天引一割」に当たる二三〇万一千六六〇円に「立会調査」によつて導き出された残余財産協定額一万八二四〇円を加算した二三万九九〇〇円を主張した。それに対して、宮城送電は「更正認可」された二四二万一千七九九円から「仮契約書」第九条に基づく「滅失毀損其他一

切ノ減額」として決定した五万五九八三円を差し引いた二三六万五八一六円を提案した。

両者の差額を単純に算出すれば、四万五九一六円にすぎない。しかし、宮城送電にとって、残余財産は本来有償であり、県当局の主張する第九条に基づく減額も「我等ノ見込ト相違ガア」るため、実際には「十万円以上ノ差ガアル」と認識していた。だからこそ、「妥協点ニ達シ」ないと考えたのである。

実際、湯沢知事が二月一三日、「一割引」後の追加予算を県参事会に提案したことを知った山本社長は「憤慨」して辞表を提出、交渉の決裂を危惧した熊田孝太郎電気局長が同社長宅を訪れ、この追加予算案は買取価格でないことを説明する一幕もあった。結局、交渉をまとめた役員が留任を求めたことで、彼は辞意を撤回した。⁽⁴⁷⁾

しかしそれは、山本社長が「一割引」を認めたことを意味するわけではない。山本は同日、上京して民政党の内ヶ崎作三郎県議と政友会の伊沢平左衛門県議と会合をもったが、その場で「一割引」について「絶対不承諾」と発言したため、交渉は「不調」に終わったからである。ただし、メディアは、「ある関係筋から洩れ聞くところによれば、結局は一割引で交渉がまとまる模様」と伝えていた。⁽⁴⁸⁾

他方で、県当局は交渉の決着に向けて二月二〇日頃、高橋林造電気局参事（総務課長）や中谷電力課長、渡辺技師、熊井技師、沢田書記などを宮城送電の長町変電所跡地に派遣し、同社の提出した『財産目録』に基づいて現地調査を実施したり、三月一日頃にも「残留財産」の実地調査に乗り出したりしていた。加えて、宮城送電の役員も、県の提示した条件を承認すべきとする〈推進派〉が大勢を占めており、その中にあっ

ては山本社長も自説を固持できないだろうから、交渉は三月九日の臨時県会の開催前に決着すると報じられた。⁽⁴⁹⁾

（五）交渉の妥結

先に触れた新聞報道のとおり、宮城送電興業が、宮城県の提示した「一割引」後の買取価格を受け入れる形で譲歩したことで、一九三一年三月五日、両者は買取に係る協定を結んだ。

では、宮城送電が最終的に「天引一割」を「応諾」したのはなぜか。それは、訴訟に発展したときに株主が蒙る不利益が大きいためであった。この点に関して、山本豊次社長は次のように株主に訴えている。すなわち、両者が妥協しないままに交渉を続けければ、県は訴訟によって「更正認可」を受けた「仮契約書」の履行を迫るかもしれない。その場合でも、第九条を狭義に解釈した当社が主張する譲渡価格で代金を請求できると思う。しかし、裁判には二年近くの歳月と「相当多額ノ費用」を要し、株主は「頗ル苦痛」を味わうことになるだろう。⁽⁵⁰⁾

この発言は、臨時株主総会に当該議案を諮った際の説明だから、株主の利害に配慮した論理が用いられた可能性は高い。しかし、法廷に持ち込んだ時に要する追加的なコストは、県に譲歩して「天引一割」を「応諾」した一つの理由になったと考えても、合理性を欠くとはいえない。

ここで注目したいのは、湯沢三千男知事もまた訴訟の回避を望んでいた点である。それは、彼が県会で次の説明をしていたことから推測できる。すなわち、「府県ヲ管理致シテ居リマスル理事者トシテハ、国ヨリ任命セラレマシタ処ノ官吏」の自分が県内の企業と契約を結び、県会が満場一致で決議した案件に関わる問題を裁判によってしか解決できないと

いう結論を導き出すわけにはいかない。

契約は「信義ト誠実」をもって履行されるべきであり、「法治国民トシテ契約精神ヲ無視シ、之ヲ破壊スル様ニ導クト謂フ事ハ、誠ニ悲シムベキ事デハナイカト思」う。こうした点から考えても、「仮契約書」は効力をもっており、「出来ルタケ協定ヲ纏メ、サウシテ此ノ契約ノ履行ノ出来ル様ニ致サナケレバナラヌ」と信じる。湯沢知事は、「立憲国民トシテノ忠実ノ義務」や「法治国民ノ職責」という言葉を使いながら、契約履行の妥当性を訴えるとともに、知事という立場から両者の商事紛争を法廷に持ち込むことに違和感を示したのである。⁽⁵¹⁾

結局、宮城県と宮城送電は一九三二年三月五日、以下の協定を結んだ。

史料 4⁽⁵²⁾

協定書

宮城県対宮城送電興業株式会社間電気事業譲渡ニ関シ、宮城県知事湯澤三千男（以下甲ト称ス）ト宮城送電興業株式会社取締役社長山本豊次（以下乙ト称ス）トノ間ニ左ノ事項ヲ協定ス

一、今般昭和三年十一月二十三日付ヲ以テ、甲乙間ニ締結シタル電気事業譲渡ニ関スル仮契約ノ履行ニ当リ、乙ハ甲ノ申込ニ依リ、仮契約第一条但書ニ属スル部分ヲ除キ、第一条、第九条其ノ他ノ条項全部ニ就キ甲乙協議ノ結果、代金二百五十五万七千四百円也ヨリ金二十五万五千七百四十円ヲ減額スルコトヲ承諾スルモノトス

二、甲乙両者ハ前項記載ノ仮契約書第一条但書ニ基キ、不動産及什器備品並在庫品等残余財産ノ譲渡価格ヲ別紙価格調書単価ノ通

リ協定シ、其ノ総価格ハ物件受授ノ際、数量調査ノ上決定ス、但シ物件受授ノ際、減失毀損ノモノアルトキハ、甲乙協議ノ上相当価格ヲ減額スルモノトス

三、本協定書ハ乙ニアリテハ株主総会ノ承認ヲ經テ有効トス此ノ協定書ハ為後日二通ヲ作り各一通ヲ保有ス

昭和六年三月五日

譲受人 宮城県

右代表者 宮城県知事 湯沢三千男

譲渡人 宮城送電興業株式会社

右代表者 取締役社長 山本豊治^(マ)

この「協定書」は、山本社長が当該事案の経過を報告した一九三一年三月二〇日の臨時株主総会に、第一号議案「当社宮城県事業譲渡代金更正ノ件」として提出された。⁽⁵³⁾ なお、第二条で定められた「仮契約書」の第一条但書による残余財産の譲渡価格の内訳は、第4表に掲げておいた。当該議案が株主総会で承認されたことにより、買取価格は二三〇万一千六六〇円に確定したのである。⁽⁵⁴⁾

(六) 「天引一割」の評価

先述のとおり、湯沢三千男知事は、宮城送電興業に「天引一割」を受け入れさせた。もちろん、その背後に大蔵省と内務省が控えていたことは、宮城県側に有利な方

第4表 「仮契約書」第1条但書による物件価格調書

単位：円

物件名	金額
土地	3,377.50
建物	3,742.00
什器備品	1,591.50
在庫品	9,530.02
計	18,241.02

注) 金額はいずれも見込である。
資料) 宮城送電興業株式会社「対宮城県事業譲渡交渉顛末報告並臨時株主総会議案」、12頁。

向で交渉をまとめる一つの要因になったであろう。では、湯沢自身はこのデイスカウントをどのように評価していたのだろうか。

湯沢知事は一九三一年二月一三日、大蔵、内務両省の「通牒」にしたがって買取価格を減額したことを、県参事会に「起債及償還方法変更」と「昭和五年度歳入歳出追加予算」として提案した。県当局はその中で、「仮契約書」の締結後に生じた電力料金の低下と前年の電気事業者の受電契約の改訂を踏まえて料金を「斟酌」し、買取価格の基本単価を（二銭一厘から）一割減じた一銭九厘を用いて導き出した二万八〇〇〇円に「工作物ノ減失毀損」の五万円を加えた二七万八〇〇〇円を「標準」とし、「大体既定買取代金」の一割に該当する二万五千七百四十円を「減額協定額」にすることを「相当」と認めたと説明した。⁵⁶⁾

ここで注意すべきは、県参事会が上記の知事の提案に満場一致で賛意を示したわけではないという点である。より正確に言えば、政友会所属の参事会員五名が結束して廃棄を主張したために、残る五名が原案を支持したにもかかわらず、最終的には、議長を務める湯沢知事が裁決権を行使して当該議案を廃棄しないことを決定、つづけて原案を採択し、再び裁決権を行使したことで原案のまま可決されたのである。⁵⁶⁾

新たに算定された価額をはじめ宮城送電の買取に関する県当局の提案は、政友会所属の県会議員の強い反発を引き起こした。この点は、次節で詳しく検討する。

さて、湯沢知事は一九三一年三月一二日の臨時県会における「演説」の中でも、この点に立ち入った解説を加えている。そこではまず、宮城送電の買取価格を評価する際に、（a）県と同社が一九二八年一月二八日に仮契約を結んだ時点、「モット極論致シマスナラバ」同年一月二二

日に通常県会が満場一致でこの買取に関する議案を可決した時点で「高過ル決定ヲシタ」のか、（β）金解禁にともない「物価ノ大下落」が生じた結果として、契約を締結した、あるいは議案を可決した「当時ハ高クナカタケレドモ、今日非常ニ高クナツタカドウカ」という二つの視点から検証しなければならないと述べた。

次いで湯沢知事は、牛塚虎太郎前知事が「県電統一」を目的に進めた電気事業者の買取価格について、①「主観的ノ価格」と②「客観的ノ価格」の二点から説明したエピソードを紹介した。①は、被買取企業が「幾何ノ収入ガ上ルカ、其ノ上ツタ収入カラ経費ヲ差引イテ、其レヲ価格ニ還元シテ、ドレ丈ケノ能力ガアルカ」という点から企業価値を評価する方法であり、②は「電柱ガ何本建ツテ居ル、是レハ幾何デアルカ、電線ガ何哩走ツテ居ルカラ是レハ幾何デアル、斯様ニ一ツツノモノヲ評定シテ、ソウシテ其ノ合計シタ金額」と紹介された。⁵⁷⁾

情報は限られるものの、①は収益還元法、②は純資産法に近い企業価値の測定方法と考えられる。収益還元法は「将来期待できる経済的利益」を「一定の利益と予想して、この利益を投資家が必要とする投資利益率で除した額をもって評価額とする方法」である。投資利益率は通常、資本還元率とよばれる。他方、純資産法は「現有資産を調べて個々の資産の処分価値を計算しそれらの合計金額を出す」一方で、「実際に支払いが要求される金額」を負債として確定し、前者から後者を差し引いて被買取企業の企業価値を算出する方法である。⁵⁸⁾

牛塚前知事は、①の評価方法で買取価格を算出したと説明しており、湯沢知事も前例を踏襲し、①を基礎にした宮城送電の買取価格について、以下のように論じていた。

史料5

宮城送電ガ何キロノ発電力ガアリ、其レニ就テ幾何ノ収入ガ入ッテ来テ居ルカ、亦是レヲ幾何ノ支出ヲシテ管理経営スルコトガ出来ル、亦宮城県ハ六分五厘ノ起債ヲ致シマスモノトスレバ、年々是レヲ償還シテ行ッテ、二十五年間ニハ此ノ送電会社ガ只ニナツテシマウ、斯ウ云フ様ナ計算カラ此ノ宮城送電会社ノ評価ヲ二百五十五万ト決定致シタ様ニ存セラル、ノデアリマス

この史料だけでは、二五五万円という金額を導き出したプロセスは詳らかにならない。とくに県債の利率と償還期間をもつて、宮城送電が「只ニナツテシマウ」という文章は解説がむずかしい。しかし、コストアプローチ（純資産法）ではなく、インカムアプローチによる評価方法（収益還元法）を用いて、宮城送電の企業価値を算定したことは読み取れる。この買取価格に関して、湯沢知事は「当時宮城送電ノ買取ヲ二百五十五万ト決定致シタノハ間違ッテ居ラス、斯様ニ私今日ト雖モ存セラレル」と断言した。⁽⁵⁹⁾それは、上記の（ α ）の見方を否定し、（ β ）を支持したことを意味する。

では、金解禁と緊縮財政にともなう物価の下落を踏まえたとき、「仮契約書」の第一条の買取価格はどのように評価すべきか。

湯沢知事はまず、金解禁と緊縮財政がデフレの原因になったこと自体は認める。しかし、宮城送電の企業価値の評価にあたっては、買取契約締結後の物価変動ではなく、あくまでも牛塚前知事と同じく「主観的ノ価値」に基づくことを主張した。すなわち、人件費や「消耗費」など支出は減少し、県債の利率も六分五厘から六分二厘以下に引き下げられた

から、買取価格はむしろ「上ツタト考ヘテモ良イ位ナ皮肉ナル結果ヲ生ジテ居ル」。こうした点を勘案すれば、「仮契約書」の第九条に基づいて減額する必要はない。したがって、「県内ノ与論」を「尊重」し「出来ル丈ケ安ク買フ」としても、二割や三割ではなく、「一割ノ減」が「大体ノ点カラ見テ妥当」であると確信する。

このように、湯沢知事は「天引一割」の根拠を具体的に示さなかった。ただ、「種々ナ方面トノ意見ノ違ヒ」や「見解ノ差」を認めつつも、「終始一貫自分ノ信ジタ此ノ点ガ正シイモノト考ヘ」て「是レヲ押シ通スコトニ極メタ」と訴えたのである。⁽⁶⁰⁾

第5表によれば、宮城送電のパフォーマンスは、県と「仮契約書」を締結（一九二八年一月二三日）して以降、顕著に向上し、一九二九年度上半期は「工務関係ニ於テ、特別ニ施工ヲ要シタルモノナク、普通ノ修補ヲ為シタルニ止マレルガ、極メテ順調ナル送電ヲ為シ、ツアリ」、下半期も「送電極メテ順調ナリトス」という状況にあった。

金解禁後は確かに当期利益金を大幅に減らしたものの、一九三〇年度上半期も「送電極メテ順調ナリ」、下半期も「発電送電極メテ順調ナリ」と報告する一方、

第5表 宮城送電興業のパフォーマンスの推移

年	月	総収入	給料手当		当期利益金	
		円	円	%	円	%
1928	6	102,541	13,404	13.1	2,609	2.5
	12	99,112	13,333	13.5	3,050	3.1
1929	6	113,063	13,655	12.1	22,221	19.7
	12	121,969	13,264	10.9	26,399	21.6
1930	6	104,307	12,740	12.2	12,805	12.3
	12	103,869	10,578	10.2	14,214	13.7

資料）宮城送電興業株式会社『営業報告書』各期版より作成。

給与手当などコスト削減を図って収益の確保に努めた結果、少なくとも「仮契約書」の締結時点を大きく上回る利益をあげている(第5表)。つまり、上述の湯沢知事の説明は、それなりに根拠づけられるのである。

四 宮城送電興業の買収をめぐる政治過程

前節で論じた買収価格の変更プロセスにおいて、湯沢三千男知事が、県参事会に議案を諮り裁決権を行使して可決に持ち込んだことは、政友会宮城県支部所属の県会議員の強い反発を引き起こした。ここでは、時を少し遡って彼らの動きを追跡しておきたい。

(一) 宮城県会における対立の構図

具体的な政治過程の分析に先立って、本項では宮城県会における与野党対立の経緯と構図を確認しておく。

中央政界において、憲政会と政友本党が一九二七年六月一日に合同して立憲民政党(民政党)を結成したことはよく知られている。こうした動きを受けて、憲政会宮城支部は民政党に参加することを決定し、旧憲政会と星廉平一派を除いた政友本党の両派から委員を選出して、立憲民政党宮城支部の開設準備に乗り出し、七月三〇日に「支部発会式」を挙行した。これをもって、宮城県会でも政友会と民政党という二大政党の対立の構図が成立したのである。

一九二七年九月の県会議員当選者を党派別に見ると、政友会は一九名、続く民政党が一二名、中立派は四名、無産政党の社会民衆党(社民党)は一人となり、政友会は過半数を握る第一党であった。ちなみに、政友

会是有信会、民政党は昭和会、中立派は中正会という議員団体を組織し、これらの名称は新聞紙上でもたびたび使われるようになる。

ところが、議長選挙をめぐる有信会内部で激しい対立が生じたため、一九二七年一月の通常県会開会時点の勢力図は政友会(有信会)が一七名、民政党(昭和会)は一二名、中立派(中正会)は四名、社民党は一名、そして政友会を除名された無所属の佐々木家寿治と湯村駿太郎となった。政友会は県会の過半数を失ったのである。⁽⁶⁵⁾

にもかかわらず、依然として多数の県会議員を擁する政友会が、田中義一内閣の方針を推進する県政を与党として支持し、多数派工作に尽力したことで牛塚虎太郎知事の地位は「安泰」になったとされる。

しかし、一九二九年七月、田中内閣が総辞職して民政党の浜口雄幸内閣が成立すると、通常県会も与野党が入れ替わって民政党が与党になり、それに中立派(中正会)が協調路線をとって援護した。そして、野党に転じた政友会は、同年一〇月に牛塚からバトンを受けとった湯沢三千男知事に対して〈攻撃モード〉を強めた。

一九三一年二月に実施された補欠選挙の結果、政友会所属の遣水祐四郎が当選したことで、有信会は一八名に増えて過半数に到達する。ただし、同年九月で議員任期が満了するため、存在感を示したい有信会は湯沢知事に「最後の攻撃を開始した」。⁽⁶⁶⁾それが、宮城送電興業の買収をめぐる臨時県会招集の請求だったのである。

(二) 県会の反発

政友会宮城県支部は一九三一年一月三十一日、土屋忠夫県議宅で「宮電問題に関する政務調査会」を開き、第6表の(a)欄に◎印のついた県

第6表 「意見書」に署名した県会議員

氏名	所属	(a)	(b)
土屋忠夫	政友会	○	○
遣水祐四郎	政友会	○	○
伊勢久治郎	政友会	○	○
今野貞亮	政友会		○
松山平兵衛	n.a.		○
宮沢清作	政友会		○
大友平蔵	政友会		○
菊地明夫	n.a.	○	
佐藤弥代二	政友会	○	○
山田甚助	政友会	○	○
小島真助	政友会	○	
千田敬一	政友会		
湯村駿太郎	政友会		
永田万吉	政友会	○	
本田三学	政友会		
山田正一	政友会		
相馬宗一郎	政友会	○	

資料) 土屋忠夫ほか(湯沢三千男知事宛)「意見書」1931年3月9日『宮城県電気事業誌作成資料 第一号(事業買収)』、宮城県議会史編さん委員会編(1979)より作成。

- 注) 1. (a) 欄の○は政務調査会に出席したことを意味する。
 2. (b) 欄の○は、2月11日の会合に出席したこと、○は委任状を提出したことを意味する。
 3. 山田正一は県電事業参与でもあった。

会議員などが出席して、午後一時三〇分から三時間近く議論を重ね、午後四時二〇分に散会した。その結果、当該調査会は、現在の厳しいマクロ経済下で、「県民生活の疲労困憊」と県営電気事業の将来のため、可能な限り県民の負担を軽減するような「適当な買取価格」の討議を目的にして、臨時県会の開会を要求することを決定している。⁶⁷⁾

この決定の後、県議の三分の一の署名を集めた土屋は二月三日、宮城県庁に湯沢三千男知事を訪ね、臨時県会招集請求書を手交したものの、県当局はこの請求を拒否している。湯沢が、「この請求書には当局の招集の義務を負はせ得る根拠がなく、従ってあづかってもらひたいといふから一応おあづかりしたが、これはこのまゝ、お返しするより外はない」という認識だったからである。⁶⁸⁾

こうした県の態度は、臨時県電調査委員であり、かつ県会を代表して請求書を知事に提出した土屋にとって許しがたいものであった。彼は、「今に及んで勝手な屁理屈をこねて、吾々の不当な要求を無視するなら、吾々は凡ての手段を尽して、県当局と抗争せざるを得ない」と「憤激」しながら「訴訟を起こしても最後まで争ふ」とメディアに訴えた。⁶⁹⁾

そして土屋は二月一日、第6表の(b)欄に示す政友会所属の県議に社会民衆党仙北支部長の師義三を加えて会合を開き、宮城送電興業の問題を協議した結果、翌一二日、県庁に湯沢知事を訪ねて上記の臨時県会招集請求書に基づき、県会の早急な招集をあらためて要求することを決めた。⁷⁰⁾

『河北新報』の報道によれば、府県制第五条の二に基づく招集要求は、あらゆる事項を無制限に承認するわけではなく、府県会が法律上の権限を有する事項に限定されている。この場合、県会の招集は当然のことながら請求書の内容に規定される。⁷¹⁾

ただ、知事は、県議の県会招集要求の適法性に関する「審査権」を有しているものの、招集の必要性は県当局にとってではなく、県議にとつてのそれであり、知事の「審査権」は必要性の程度までは及ばない。また、知事がその請求に応じて県会を招集すべき時期についても、法律上の制限はないとはいえ、請求の主旨に適合する時期でなければならぬ。したがって、県当局が宮城送電との間で迅速に交渉をまとめ、契約を成立させて県議が意見書を提出する意義を喪失させられなければ、「当局としてはこの請求を拒否することはもはや出来なくなった」とされる。⁷²⁾

それゆえ、湯沢知事が二月一三日に県参事会を開いて、宮城送電の買取に関わる議案を原案のまま可決させて以降も、政友会所属の県議は臨

時県会の招集を求め続けたと考えられる。たとえば、政友会宮城県支部の菅原伝、守屋栄夫、星廉平、および大石倫治の四名は二月一九日、院内控室で宮城送電買収問題を協議し、「現下の経済界の状況や県電将来の収支状況等を慎重考慮の上決定すべきものとす、よつて県民の意思を尊重し、急速に臨時県会を招集すべし」との決議をしている。⁽⁷³⁾さらに土屋遣水祐四郎、松山平兵衛、宮澤清作（および社民党の師）の五名は二月二〇日、県庁に赴き、湯沢知事が不在だったため、坂本暢内務部長に面会して臨時県会招集について「強硬にその趣旨を力説し、県当局にその実現をせま」ったといわれる。⁽⁷⁴⁾

こうした働きかけが功を奏したのか、『河北新報』は二月二一日、臨時県会が三月七日に招集され、同日の県公報をもつて告示されることに決まったと報じ、三日後の二四日には、有信会の臨時県会招集書類に「不備」があったために告示を見合わせ、二三日にあらためて書類を出したので、湯沢知事は三月九日に招集することを決定し、二三日付で左記のとおり告示したことを報じたのである。

臨時県会招集に関する告示、左の如し

告示九十二

府県制第五十一条第一項により、議員定員の三分の一以上より会議に付すべき左記事件を示して臨時招集の請求ありたるにつき、昭和六年三月九日宮城県会臨時会を仙台市に招集す

一、宮城送電興業株式会社経営に係る電気事業譲受に関する意見書提出⁽⁷⁶⁾

(三) 県会の論理

政友会宮城県支部の県会議員が、湯沢三千男知事に対して、臨時県会の招集を要求すると同時に、宮城送電興業の買収に関する「意見書」の提出を検討していたことは、すでに述べたとおりである。

本項では、政友会（有信会）が、湯沢知事と安達謙蔵内務大臣に提出した二つの「意見書」を主な手がかりにして、彼らの論理に検討を加える。

湯沢三千男知事宛の「意見書」⁽⁷⁷⁾

先述したように、土屋忠夫や遣水祐四郎など第6表にあげた政友会所属の県会議員が一九三一年二月二三日、「意見書」を決議するために開会を要求したことを受けて、湯沢三千男知事は三月九日、府県制第五十一条第一項に基づく臨時県会を招集した。⁽⁷⁸⁾

湯沢知事宛の「意見書」は、宮城送電興業買収の関連予算の成立を「妥当」性を欠くものと断じ、「県民ノ意志ヲ尊重シテ更ニ公正ナル予算ヲ設定シ、合理的ノ価格」をもつて県会に付議することを訴えた。⁽⁷⁹⁾

土屋たちは「妥当」性を欠くと主張する根拠を、「更正認可」を受けた買取価格に関わる予算案の決定プロセスに求めた。すなわち、二月一三日開催の県参事会においては、「名譽職参事会員ノ半数」が当該案件を権限の範囲を越えるため、臨時県会に付議するよう主張したのに対して、「他ノ半数」はこれに反対し可否同数となった。

こうした事態に対し、議長の湯沢知事が「地方自治ノ円満進行ヲ顧念」せずに、「裁決権ヲ強行シテ同予算ヲ通過」させたことは「県民ノ総意ヲ無視スル失当ノ態度」といわざるをえない。しかも、この決議に先立つ

て、定員の半数近い県議が本問題につき臨時県会の招集を請求し、臨時県会の決議までは宮城送電との買収交渉を中止するよう求めたにもかかわらず、買収手続きを完了し、かつ予算を成立させたことは「県会意思ヲ藐視セルノ責」を免れない。⁽⁸⁰⁾

とくに現在のマクロ経済状況と「県電事業ノ将来」に鑑みたとき、宮城送電の買収を急ぐ理由は見当たらない。加えて、「更正」された契約内容は、当初の「仮契約書」の買収価格をわずかに割しかデイスカウントしていないと伝えられている。それが事実ならば、「経済上ノ変化著シキ今日」において、「買収価格算定ノ基本単価額」は「頗ル高価」といわざるをえない。それは「何者カノ掣肘」によってわざと「仮契約書」の第九条を「曲解」したのではないかとの「疑惑」を生じさせる。

「意見書」は以上の諸点を踏まえ、最後に提出理由を次のようにまとめた。⁽⁸¹⁾

史料6

要スルニ、本問題ニ関スル県当局ノ挙措ハ、徹頭徹尾不当非違ノ甚シモノタルヲ免レズ、仍テ宮城送電会社トノ間ニ成立セル価格ノ協定ヲ取消シ、更ニ所要予算ニ編成シテ本県会ノ議決ヲ経、県民ノ総意ニ即シタル合法適当ノ買収ヲ為スベキモノナリ

臨時県会は三月一〇日の休会を挟んで、翌一日から「連日慎重審議」を重ね、一日目に「意見書」を可決した。この間、土屋ら一七名の県議は一四日に安達謙蔵内務大臣にも「意見書」を提出した。⁽⁸²⁾「電第六三六号稟請起債ノ件」と「電第六三六号 稟請起債ノ件」は、内務大臣名で

「更正認可」されたからである。次に、こちらの「意見書」を取り上げよう。

安達謙蔵内務大臣に向けた「意見書」⁽⁸³⁾

安達謙蔵内務大臣宛の「意見書」⁽⁸⁴⁾は、宮城送電興業の買収にあたって湯沢三千男知事が講じた「処置」を、「法規ノ運用ヲ誤リ、地方自治ノ本義ニ悖リ、県民総意ノ暢達ヲ阻ミ、地方自治権ヲ蹂躪シタル失当ノモノ」と厳しく批判したうえで、宮城県と同社の契約に基づく「価格ノ協定ヲ取消シ、適正ノ処分」を講じるために「地方行政ノ監督ヲ切望」した。⁽⁸⁵⁾

その根拠は基本的に知事宛のそれと同じ内容である。すなわち、①臨時県会を招集せずに県参事会のみで付議したこと、②県参事会が当該事案を権限の範囲を超えると判断して、臨時県会の招集を主張したにもかかわらず、知事は「裁決権ヲ強行シテ」議了したと見なし、「執行ヲ専恣」しようとしていること、③臨時県会の決議までは宮城送電との交渉中止を求めたにもかかわらず、知事が「其ノ交渉ヲ速進スルノ妄挙ヲ敢行シ、自治団体独自ノ事業ニシテ県民ノ利害休戚ニ緊密ナル案件ヲ執行権ヲ濫用シテ非違ヲ強行」したこと、④変更後の買収価格はたった一割しか減額されておらず、「金解禁ノ物価低落等現時ノ経済界ノ情勢」と「県電気事業将来」を何ら「考慮」していない、「不合理ノ高価ニシテ、県民ノ期待ニ背反シタル無謀ノ高価格」になっていること、である。

「意見書」は、複数の根拠を列挙したうえで、湯沢知事の「処為ハ県民ノ利害ト相容レザル失当ノ甚シキモノ」と認められるので、内務大臣の「権能」に基づき「更ニ協定価格ヲ適正ニ更改」するよう厳密に「地方行政監督」することを「要望」したのである。⁽⁸⁶⁾

ここで使われる「妄率」や「濫用」、「無謀」といった言葉からは、宮城送電の買収とその価格が自分たちを外す形で決定されたプロセス（手続き）に対する（怒り）が伝わってくる。この「意見書」は、湯沢知事が臨時県会で買収について説明した三月一二日より後に提出された。それは、湯沢の説明・演説が県議を説得できなかったことを示唆しているよう。

（四）知事の反論

湯沢三千男知事は一九三一年三月九日に提出された自分宛の「意見書」に対して、同月一二日の臨時県会で反論をしている。本項では、その主張を検討していく。

湯沢知事は、政友会（有信会）所属の県会議員が批判を加えた宮城送電興業の買収に関する案件を県参事会のみで付議したことにつき、「事務ノ性質」からみて「少シモ不思議ナ事ガ無イ」と断言する。その理由は以下のとおりである。

すなわち、宮城県が一九二九年に東北電灯など四社を買収する際、二八年一〇月三十一日から一月二日にかけて開かれた臨時県会で当該年度の予算を計上したけれど、起債の認可が二九年五月に下りたため、同じ月の参事会で一七〇〇万円の予算を決議することになった。そして、「其ノ当時ハ何等違法デアル、不当デアル、斯ウ謂フ様ナ御意見ガ少シモ無カッタ」。今回の措置と何ら変わりがないにもかかわらず、である。

確かに、そのときよりも時間はかかったかもしれないが、「年度ガ異ナレバ既ニ予算ハ無イ、予算ノ無イト謂フコトハ同ジ」ではないか。しかも、金額でみれば、宮城送電買収のケースの四倍以上に相当する予算を

一九二九年度の参事会で決議している。

とくに今回のケースでは、契約内容から明らかとなり、両者の間で多くの条項について協定を結ばなければならない。他方で、起債の認可は一九三〇年度になっていて、残された日数はきわめて少ない。このように急を要する事情を抱えており、しかも二月一三日に参事会を招集することは事前に決まっていたから、そこに「急施事件」として買収価格を⁸⁷⁾一割減額した「更正許可」を付議したのである。

もう一つ、有信会は、一九二九年度の決算に「不要額」として記載した点に関し、「如何ニモ不都合デアル」、なぜ翌年度に繰り越さなかったのかと疑問を呈する。しかし、それは「事務取扱」の点から容易に説明できる。

まず、一九二九年度の起債申請は翌三〇年度に許可されたのだから、この起債に対応した予算が二九年度に計上されるはずはない。支出されないからである。その場合は「用ヒザル予算デアルカラ、不要額ト云フ風ニ予算式、決算式ノ上ニ書キ表サナケレバナライ」ルールになっている。

次に、繰越をしない理由としては、一九二九年度に起債の認可が下りておらず、翌年度にそのまま許可されるのか、あるいは「更正許可」になるのか、正確な起債額（予算額）は分からない。そうした状態で予算を繰り越す方法はない。それは、先に触れた東北電灯など四社を一七〇〇万円で買収したときに予算を翌年度に繰り越さなかったのと同じ措置である⁸⁸⁾。

湯沢知事は、牛塚虎太郎知事時代の買収事案との共通点を繰り返し強調したうえで、以下のように続けた。

斯ウ謂フ様ナ点ハ全ク事務ニ属スル事デアリマシテ、地方行政ノ関係ニアリマス者ハ少シモ疑ノナイ事件デアリマス、是等ニ就テ関係ノ無い人カラ見マスルト、如何ニモ不思議ナ様ニ考ヘラレマスルカモ判リマセンケレドモ、何等不思議ノ点ハナイノデアリマス、斯ウ謂フ点ハ充分ニ事務ノ取扱方トシテ御研究御調査ヲ願ヒ度イ、斯様ニ存スルノデアリマス

有信会が「意見書」で疑問を呈している内容は、地方行政に携わる者であれば〈当たり前〉のことであつて、疑義を挟む余地などない。湯沢は、「意見書」があたかも県議の無知に基づく的を射ていない疑問であるかのような反論を加えて、彼らの意見を退けたのである。

この日の様子は、『河北新報』が翌二三日に報じている。そこでは、有信会が二月二日に提出した臨時県会招集の「請求書」に不備があり、それを訂正したうえで二月一二日にあらためて提出したことを取り上げ、「さうだとすれば、さきの請求書は偽造であり、無効であつたのである」という小野寺広亮県議の異議や、「意見書は矛盾撞着の甚だしきものである。その理由は支離滅裂で何等の根拠もないものだ」という北村文衛県議の痛烈な批判が紹介されている。

加えて、「意見書の撤回勧告」に対して「有信会から飛ぶ罵声」、あるいは、先の小野寺の発言に対して有信会が「盛んに罵声を浴びせかけた様子も伝えられた」⁽⁹⁰⁾。議場がかなり荒れていた様子を想像できよう。

政友会所属の県議が提出した「意見書」は、会期末の三月一五日に臨時県会を通過した(第1表)。したがって、残された問題は、この「意見

書」を湯沢知事が採択するか否かとなるが、メディアは知事にその意思はないと報じていた。「意見書」は、県と宮城送電の交渉による買収価格の変更を求めており、その採択は現行の契約の破棄を意味したからである。⁽⁹¹⁾

五 宮城送電興業の解散と清算

宮城送電興業は一九三一年三月二〇日に臨時株主総会を開いて、第二号議案の二九年六月七日の臨時株主総会で決議した事項のうち第一項の「当社事業ニ関スル権利、財産並工作物一切ヲ宮城県へ譲渡スルコトニ付、締結シタル仮契約ガ本契約ノ効力ヲ発生シタルコトノ通知ヲ受ケタル日ヲ以テ本会社ヲ解散ス」を「当会社ヲ本臨時株主総会ノ決議ニ依リ解散スト更生ス」に変更したうえで可決した。これを受けて三月二一日、山本豊次社長は商法第二二四条に基づき、株主にその旨を通知した。⁽⁹²⁾

これ以降、宮城送電は清算手続きに入つた。まず、解散決議と同時に、山本社長と福島榮熊、菅原義雄、佐々木栄介、松原善熙および小山為助の五名の取締役がそのまま清算人に出選された。次に宮城送電清算事務所は三月二五日、仙台区裁判所に解散の登記を申請、完了させて、三〇日には互選により山本を代表清算人に出出し、同じく清算人専任登記を行った。翌三一日、対宮城県事業譲渡仮契約の第一条但書を除く一切の事業を宮城県に引き渡すとともに代金を受領、時期は下つて六月二三日、県に対し上記の但書に属する残存物件の引渡しを完了した。代表清算人の山本は二五日、県から受領した代金のうち、株主に分配する資金の交付額や交付場所、交付期日などを通知した。

そして宮城送電清算事務所は六月二七日、六月二五日現在の確定残余財産価格調（清算所得申告書）を仙台税務署に提出したうえで、三〇日に一切の債務弁済と株主に対する分配金の支払いを完了させた。⁽⁹³⁾

以上をもって、宮城送電は清算業務をすべて終え、けっして長いとはいえない歴史に幕を閉じた。それは同時に、宮城県が「県電統一」を完成させたことを意味したのである。

六 結語

宮城県の湯沢三千男知事は一九三一年三月二二日の臨時県会において、かなり長い「演説」をしたようである。それは、「大要」のボリュウムから推測できる。その内容は本文で詳しく検討したが、本稿を結ぶにあたって、彼が県会の幕を引いたくだりを紹介したい。

湯沢知事は、宮城送電興業の買収問題につき、県会の決議、所管省庁の許認可、および同社との契約に基づいて、ただそれを履行しているだけであり、この点から見れば、当該問題は法律に照らして考えるべきである。「契約履行即チ之レハ法律上ノ解釈デ、法治国民ト致シマシテハ、法律ニ於ケル履行其ノモノサヘ考ヘレバ宜シイ」。自分はそのように認識している、と彼は断言した。

他方で、湯沢は「誠心誠意、本県ノ為メニ多少ノ政治的ノ状況ヲモ考察」して、宮城送電に買収価格のデイスカウントを認めさせたことは、法律上の見地から承諾せざるをない条件だけれど、民間企業としては「誠ニ忍ビ難キ事デアッタと思フ」と同情を寄せた。

最後に湯沢は、「誠心誠意、本件ノ解決ニ当ル可ク、努力致シマシタト

謂フ微意ノ在ル処ダケハ、皆様ニ御汲ミ取りヲ願ヒ度イ」と県会に理解を求め、「長時間」にわたった「演説」に幕を下ろしたのである。

宮城送電も三月二〇日に臨時株主総会を開催し、県に対する事業譲渡の交渉顚末を報告すると同時に、第一号議案「当社対宮城県事業譲渡代金更正ノ件」とそれにとまなう第二号議案「昭和四年六月七日臨時株主総会決議事項第二項更正ノ件」の決議を求めた。⁽⁹⁴⁾ 前者に関わる買収価額の減額とその根拠については、すでに論じたのでここでは繰り返さない。

注目したいのは、湯沢知事が臨時県会場で、宮城送電（の経営陣）の立場に同情を示すような発言をしたことを受けて、同社の山本豊次社長もまた、株主総会で以下の発言をしたことである。

史料8⁽⁹⁵⁾

本件ハ元々現在ノ県当局カラ見ラルレバ、前任者カラ持越ノ頗ル迷惑ナ懸案デアリマス、而カモ激シキ政争ノ渦中ニ在リテ、尚ホ敢然トシテ県電統一ノ根本義ニ基ヅキ、本件ノ解決ニ向ツテ非常ノ勇氣ヲ以テ努力セラレテ居ル点ニ対シテハ、私共ハ深キ同情ト大ナル敬意トヲ表シタイト思ヒマス。此機会ニ併セテ所見ヲ披瀝シマス。

買収交渉の過程でお互いにシンパシーを感じる部分があったのだろうか。この史料からは、山本社長が、湯沢知事をはじめ県当局の対応に「同情」するだけでなく、「敬意」すら抱くようになっていた様子を確認できる。

繰り返し述べたように、買収価額をめぐる両者は激しく対立した。こうした側面を重視すれば、湯沢と山本の相手を慮った発言は、県会議

員あるいは株主を説得するための〈レトリック〉と解釈できなくもない。しかし、交渉がタフであったからこそ、両者の間に相通じる感情が芽生えた可能性も否定できないだろう。

さて、この臨時株主総会の決議を受けて、代表清算人の山本社長と湯沢知事は、一九二八年一月二三日付契約書に基づく宮城送電の「事業設備財産並権利義務一切」を同社の提出した引継目録書を参考にしながら、双方で立会調査を実施し、内容に相違のないことを認めたとうえで、一九三一年三月三十一日に受渡を完了した^⑧。

最後に、冒頭に掲げた課題に即して、分析結果をまとめることで結びとしたい。

先行研究が指摘したとおり、県による宮城送電の買収自体は、前者が後者の発生電力のすべてを購入していたという事情もあって、あっさり^⑨と合意に達した。しかし、金解禁と緊縮財政にともなう物価の下落は、「仮契約書」で定められた買収価格に見直しを迫った。

本稿は第一に、その直接的な契機が、内務省地方局長（次田大三郎）と大蔵省理財局長（富田勇太郎）の両名で一九三〇年十二月二七日に出された通牒にあったことを明らかにした。それは、財政当局が「仮契約書」の第一条で定められた買収価格を〈やや高い〉と評価し、契約の締結から引渡の完了までに「譲渡ノ目的物が減失又ハ毀損、其ノ他価格ヲ減ズベキ事由生ジタルトキハ」、宮城送電の「過失」によるものでなくとも、両者が協議し「譲受代金ヲ相当減額スルコト」を定めた「仮契約書」の第九条に基づいて、当事者間で合意した買収価格の減額を求めていた。いうまでもなく、その減額は、買い手の県にとっては望ましいが、売り手の宮城送電（の株主）にとっては望ましくない。そのため、両者は

自らの利害を反映させるため、再び交渉のテーブルにつくことになった。

第二に、湯沢知事が臨時県会場で、県の起債に対する内務、大蔵両省の「更正認可」よりも、むしろ「県内ノ与論」の「勃興」を契機にして、本格的に買収価格を見直す根拠を「研究」し始めた点に目を向けた。具体的な主体は不明だけれど、買収価格が二割ないし三割も高い、さらには契約そのものの破棄すら求める「与論」が、県と宮城送電の交渉を難航させる一つの要因になったからである。

しかしながら第三に、最終的な減額は、県内の「与論」とそれを〈代弁〉する野党・政友会（有信会）が要求した二割ないし三割を下回る「天引一割」にとどまった。管見のかぎり、その合理性を示す史料は確認できない。ただ、結果的に宮城送電に受け入れられたこの割引率は、双方の妥協点という意味でも一定の合理性をもっていたと推察される。

交渉過程でとくに重視したのは、湯沢知事と山本社長がともに当該案件を法廷に持ち込むことを避けようと努めた点である。湯沢は「信義ト誠実」の点から契約を履行することの大切さを強調しながら、山本は、長期にわたる訴訟コストの負担を回避するという意味で株主の利害に配慮を示しながら、それぞれ「天引一割」で交渉をまとめることの意義を訴えた。そして、司法の判断に委ねないことを前提にしたとき、許認可主体の省庁が求めた減額を避けることはできなかったのである。

第四に、具体的な数値を示さなかったものの、湯沢知事が「天引一割」の理由に言及した点にも関心を払いたい。彼はまず、当初の「仮契約書」で定められた買収価格（二五五万七四〇〇円）を妥当と評価したうえで、金解禁と緊縮財政による大幅な物価下落を反映させるのではなく、あくまでもインカムアプローチによる評価方法（収益還元法）に基づいて宮

城送電の企業価値を算出すべきと主張した。そして、同社のパフォーマンズと県債の利率から企業価値は高まったことを根拠に、「仮契約書」の第九条に基づく減額の必要性を明確に否定した。ただ、県内の「与論」を視野に収めつつ、下げ幅を（二、三割ではなく）一割にとどめることの妥当性を強調したのである。

このような湯沢知事の説明からは、内務、大蔵両省の通牒と県内の「与論」に応じるために、宮城送電に対して買収価格の変更を求めたとはいえ、彼個人は必ずしも減額に積極的ではなかったように思われる。

しかし最後に、有信会（と彼らに賛同する県議）が湯沢の説明に納得しなかった、というよりも、「意見書」を提出して厳しく糾弾した際に用いた論理をあらためて確認しておきたい。彼らは、買収価格の変更とそれに関わる予算策定プロセスにおいて、湯沢が県会を開かずに関参事会にだけ付議したこと、しかも、参事会の意見（可否）が割れたにもかかわらず、「裁決権」を行使して予算を成立させたこと、さらに買収価格の減額をわずかに一割で妥協したことを、県民の意思を無視した行為と強く批判した。有信会は、買収に関する手続きと契約内容双方に大きな不満を抱えており、だからこそ「本問題二関スル県当局ノ挙措ハ、徹頭徹尾不当非違ノ甚シキモノ」と強い口調で断罪したのである。

こうした有信会の批判に対し、湯沢知事は真正面から反論した。具体的な内容は繰り返さないけれど、彼らが「意見書」で問題視したことは、地方行政の（プロフェッショナル）ならば常識の範囲内のことであって噛みつくようなことではない。湯沢は、「意見書」を県議の無知に基づく〈稚拙な難癖〉であるかのように（一刀両断）のもとに切り捨てたのである。

湯沢知事は一九一二年に東京帝国大学法科大学を卒業して内務省に入り、衛生局保険課長、社会局保険部長を歴任したあと、二九年一〇月に牛塚虎太郎の後任として宮城県知事に就任した。それ以降は一九三一年一二月に内務省土木局長、広島県知事（三二年六月―三五年一月）、兵庫県知事（三五年一月―三六年三月）を経て、三六年三月に安達謙蔵大臣の下で内務次官に昇任した。注目すべきは、湯沢が一九四一年一〇月の東条英機内閣の発足にともない再び内務次官に就任し、翌四二年二月には内務大臣に抜擢された点である⁽⁹⁷⁾。

こうした湯沢知事の高い（スベック）が、攻撃姿勢を強める野党・政友会宮城県支部の強い反発を受けた宮城送電買収問題の収束にどのような作用したのかを検証することは容易でない⁽⁹⁸⁾。ただ、戦前期日本の知事（および道府県当局）と地方議会の関係を考える際、知事が「官選」であった要素は考慮に入れるべきだろう。その方法を含めた分析視角を設定し、地方議会における政策過程を検討することは、他日を期したい⁽⁹⁹⁾。

《付記》

本稿の執筆過程で、宮城県公文書館と仙台市図書館（市民図書館）のスタッフの方々には、資料の閲覧に際してたいへんお世話になった。ここに記して感謝の意を伝えたい。

《別紙資料》

史料⁽¹⁰⁾

（写） 仮契約書

宮城県対宮城送電興行【業】株式会社間電気事業譲渡二関シ、宮城県

知事牛塚虎太郎（以下甲ト称ス）ト宮城送電興業株式会社取締役社長山本豊次（以下乙ト称ス）トノ間ニ仮ニ契約ヲ為スコト左ノ如シ

第一条 甲ハ乙ノ経営ニ係ル電気事業ニ関スル權利、財産並ニ工作物一切ヲ此ノ仮契約締結ノ日ノ現在ニ依リ、第二条ノ送電線路ヲ併セ金二百五十五万七千四百円也ヲ以テ譲受クルモノトス、但シ長町、原ノ町苦竹間送電線路、元長町変電所用土地建物、乙ノ本社ニ存在ノ什器備品類及在庫品ニ関シテハ、事業受渡ノ際、現物ニ付キ価格ヲ協定ノ上前掲金額以外ニ支払フモノトス

第二条 原ノ町苦竹ヨリ塩釜変電所ニ至ル間ノ送電線路ハ、乙ニ於テ宮城電気鉄道【株式】会社ヨリ買収ノ上、担保權ノ抹消其ノ他一切ノ手續ヲ了シ甲ニ引渡スベシ

第三条 譲渡ノ目的物受渡ノ日ハ、主務官庁ノ譲渡並ニ起債ニ関スル許可、認可ノ指令書受領ノ上甲乙協議ヲ遂ゲ之ヲ定ム

第四条 引渡ノ際ニ於ケル權利義務ノ区分ニ関シテハ、左ノ各号ニ依ルモノトス

一、引渡スベキ權利、財産及工作物ノ種目数量ハ別紙目録記載ノ通トシ、若シ記載洩レ又ハ誤記アルコトヲ発見シタルトキハ、無償ニテ之ヲ加ヘ又ハ訂正シテ甲ニ引渡スコト

二、電気ノ供給ニ関スル權利義務及工事ノ請負、物件ノ貸借並ニ目的物ノ授受ヲ終ラザル売買ノ関係等ニ関スル權利義務ハ、引渡ノ日ノ状態ニ於テ甲ニ引渡スコト、但シ此ノ仮契約締結前ニ関ハルモノニシテ、予メ甲ノ承認ヲ受ケザルモノノ義務ニ付テハ、甲ニ於手引受ケヲ拒ムコトヲ得

三、乙ノ有スル現金、預金、未収入金、借入金、株主ニ対スル權

利義務及引渡前ニ生ジタル營業上ノ收入支出其ノ他支払未済金等ハ凡テ乙ニ帰屬ス

四、引渡スベキ權利、財産、及工作物等ニ関シテハ訴訟紛争、損害賠償等無之様凡テ乙ニ於テ完全ニ解決ノ上引渡スコト

第五条 譲受代金ハ、目的物ノ引渡完了後十四日以内ニ於テ現金ヲ以テ支払フモノトス

第六条 此ノ契約締結ノ後、乙ニ於テ工事ノ施行、物品ノ購入其ノ他譲渡ノ目的物ノ価格ニ増減ヲ来スベキ行為ヲ為サムストルトキハ甲ノ承認ヲ受クベシ

第七条 乙ガ甲ノ承認ヲ受ケズシテ為シタル施設及權利ハ、無償ニテ甲ノ所有ニ歸スルモノトス

第八条 乙ハ此ノ仮契約締結後引渡マデハ事業、工作物、財産其ノ他一切ヲ相當注意ヲ以テ保管シ、必要ナル修補及有益ナル保存行為ヲ為スベシ

第九条 此ノ仮契約締結後引渡シ完了マデノ間ニ於テ、譲渡ノ目的物が滅失又ハ毀損其ノ他価格ヲ減スベキ事由生ジタルトキハ、乙ノ過失ニ因リタルモノニアラズト雖モ、甲乙協議ノ上譲受代金ヲ相當減額スルコトアルベシ

第十条 事業引渡ノ際、現ニ乙ノ事業ニ従事セル有給使用人ハ其ノ希望ニ依リ、甲ニ於テ可成特別任用ノ途ヲ開キ採用スベシ、但シ此ノ契約締結後、乙ニ於テ之ヲ雇入ルルトキハ甲ノ承認ヲ受クベシ

第十一条 此ノ仮契約ハ、乙ノ会社ガ株主總會ヲ開キ、解散ノ決議ヲ為スコトヲ予想シ、其ノ清算行為トシテ第一条ノ譲渡ヲ為ス目的ヲ以テ、其ノ準備ノ為ニ之ヲ締結スルモノトス

第十二条 此ノ仮契約ハ甲ニアリテハ県会、乙ニアリテハ株主總會ノ決議ヲ經タル上、主務官庁ノ許可、認可ヲ全部完了シタル日ヲ以テ本契約タルノ効力ヲ生ズ

此ノ仮契約書ハ為後日二通ヲ作り、各一通ヲ保有ス

昭和三年十一月二十三日

譲受人 宮城県

右代表者

宮城県知事 牛塚虎太郎

譲渡人 宮城送電興業株式会社

右代表者

取締役社長 山本豊次

注

(1) 東北電力株式会社編（一九六〇）一六三―一六四頁。

(2) たとえば、岩本由輝は、宮城県の公営電気事業の創設・発展に重要な役割を演じた太田千之助の活動を丁寧に追跡し、宮城県営電気による電気事業者の買収にも紙幅を割いた。しかし、太田が活動した時期とズレる宮城送電のケースに関しては、「一九三二年三月三二日に宮城送電興業株式会社（売電分のみ）の事業が県に引き継がれたことで、県内のすべての電気事業は仙台市電気部と宮城県電気事業所によって公営電気として運営されることになった」と述べるにとどまった（岩本（二〇一一））。

地方公共団体による民間電気事業者の買収に関しては、橋本（一九七八）と橋川（二〇〇四）が神戸市による神戸電気の買収と大阪市による大阪電灯の買収に触れ、梅本（一九八二）は同じく大阪電灯の事例を比較的確し

く検討した。しかし、県当局ないし市当局（行政）と県会ないし市会（立法）の対立とその帰結という視点からは分析されていない。

(3) 我孫子（一九八八）三七二―三七四頁。

(4) 宮城県公文書館の請求記号は、配架年号番号（昭和）、配架年度番号（一六）、配架番号（二〇〇六）から構成される。なお、本稿では、『宮城県電気事業誌作成資料 第一号（事業買収）』所収の史料については簿冊名を省略し、それ以外の史料を利用する場合は簿冊名も明記する。ページ番号はとくに断りのないかぎり、簿冊のそれに対応している。

史料の引用に際しては、旧字体を新字体にあらためるとともに、適宜句読点や濁点を付した。また、傍点はとくに断りのないかぎり、筆者によるものである。

(5) 牛塚は一九〇五年、東京帝国大学政治科を卒業し、文官高等試験に合格、内閣統計局長などを歴任したのち、二二年一〇月一六日から岩手県知事、二四年七月二三日からは群馬県知事を務め、「超党派のでも密で手強い手腕を発揮し、政権交代の中でも着実に『榮進』して（二九年一〇月九日に引用者）東京府知事に至り、『不死身の虎太郎』と呼ばれたという（鶴養（二〇一〇））。

(6) 秦編（二〇〇二）一〇七頁。

(7) 「買収交渉ノ経過」、四〇五―四〇六頁。

(8) 「宮城送電買収成立」『河北新報』一九二八年一月一八日。

(9) 「買収交渉ノ経過」、四〇六頁。

(10) 「宮城送電興業株式会社事業買収価格計算方法【基準】」、四一〇頁。取消線は原資料のまま、**■**内は原資料に手書きで挿入されたことを意味する。以下も同じである。

(11) 「事業買収ニ関スル県会決議」、四二一―四二三頁。

(12) 宮城送電興業株式会社『第十七回営業報告書』一九二八年二月期、一

頁。

- (13) 牛塚虎太郎宮城県知事・山本豊次宮城送電興業社長（久原房之助通信大臣宛）「電第一五一号 電気事業譲渡認可申請書」一九二九年一月二八日、四三七―四三八頁、宮城送電興業株式会社『第十八回営業報告書』一九二九年六月期、二頁。

- (14) 以下の記述は史料1を含め、牛塚虎太郎宮城県知事・山本豊次宮城送電興業社長（久原房之助通信大臣宛）「追伸書」一九二九年二月四日、四三八―四四一頁。

- (15) 久原房之助通信大臣（宮城県・宮城送電興業宛）「監第一三一九号 命令書」一九二九年五月三日、四四一―四四四頁。

- (16) 宮城県史編纂委員会編（一九六八）五八八―五八九頁、宮城県議会史編さん委員会編（一九七九）二四六頁。

- (17) 前掲「事業買収ニ関スル県会決議」、四一三―四一六頁。

- (18) 「電第六三六号 電気事業費起債ノ件並継続費設定ノ件許可稟請」、四一九頁。

- (19) 川田（二〇〇七）六七―七〇、九一―九二頁。

- (20) 公社債引受協会編（一九八〇）四四頁。

- (21) 宮城送電興業株式会社『対宮城県事業譲渡交渉顚末報告並臨時株主総会議案』一九三一年三月二〇日（筆者所蔵）、一頁。

- (22) 県が根拠にあげた数値は次のとおり。宮城送電と現在契約している電気料金は一 kWh 当たり二銭五毛だが、この単価を「永久保持」することはむしろ難しく、「四厘ノ状況」から考えれば、「近キ将来ニ於テ必ラズ」一〇%ないし二〇%の引上げが予想される。仮に、仙台市営電気と同じ単価である二銭三厘に引き上げられた場合、「常時出力料金」は二四万二〇四〇円になり、今回の買取価格の算出に用いた二銭一厘と比較すると、年間で約二万一〇〇〇円もの支出削減につながる。この二銭三厘という単価は必ずしも

「固定」されるわけではなく、さらに引き上げられるかもしれない。だからこそ、県当局は、宮城送電を速やかに買収する必要性を強く訴えたのである（宮城送電興業株式会社ヲ買収スル理由追伸書）『宮城県電気事業誌作成資料 第二号（経理・県債・資産）』、七三三―七三五頁。

- (23) 前掲「対宮城県事業譲渡交渉顚末報告並臨時株主総会議案」、一一二頁。

- (24) 「第八節 宮城送電興業株式会社事業買収」、四二〇頁。

- (25) 「内務省四城地四二号」一九三〇年二月二七日、四二二頁。

- (26) 具体的には、「自昭和四年度至昭和七年度」を「自昭和五年度至昭和八年度」に、「金百二十六万四千三百八十四円」を「金二百五十二万八千七百八十八円」に、「金二百五十六万七千七百六十七円」を「金二百四十三万二千七百七十一円」に、「昭和四年度」を「昭和五年度」に、「昭和五年度」を「昭和六年度」に、「昭和六年度」を「昭和七年度」に、「昭和七年度」を「昭和八年度」にそれぞれ「更正」した（内務省四城地四二号）一九三〇年二月二七日、四二二―四二三頁。

- (27) 「第八節 宮城送電興業株式会社事業買収」、四二三―四二四頁。

- (28) 以下、とくに断りのないかぎり、宮城県『宮城県電気事業誌作成資料 第二号（経理・県債・資産）』一九四一年、七二四―七二八頁を参照した。

- (29) 民法（明治二十九年法律第八九号）は第一三四条で「停止条件付法律行為は、その条件が単に債務者の意思のみに係るときは、無効とする。」と定めていた。

- (30) 「宮城送電興業会社買収ニ関シ湯澤知事説明演説ノ大要」一九三一年三月一二日、三一―三五頁。

- (31) 前掲「湯澤知事説明演説ノ大要」、八頁。

- (32) 前掲「湯澤知事説明演説ノ大要」、八一―一〇頁。

- (33) 県は、「譲渡の目的物の減失または毀損」だけでなく、「経済界の事情激変」も含まれるとの広義の解釈をしており、内務、大蔵両省も同様の見解

であったと報じられた（起債認可額が買収価格ではない、宮電買収仮契約の解釈）『河北新報』一九三一年一月一〇日）。

- (34) 前掲「湯澤知事説明演説ノ大要」、八一〇頁。

- (35) 前掲「対宮城県事業譲渡交渉顚末報告並臨時株主総会議案」、二一三頁。

- (36) 前掲「湯澤知事説明演説ノ大要」、一〇一―一二頁。

- (37) 「評価基礎を新に求め県で買収価格算定」『河北新報』一九三一年一月二六日。

- (38) この記事の中で、湯沢は「会見の内容については今一切口外することは出来ぬ。世上一割値下げを要求したやうに伝えられて来るが、あれは事実と相違する」と否定していた（「噂は事実と違ふ」湯沢知事全面否認、『私も知らぬ』と熊田局長言明す）『河北新報』一九三二年一月二九日）。

- (39) 熊田も、「私は知事が一昨日、山本氏と会見をしたことも、まして一割減云々といふことなども全然関知しない、若しやつたとすれば、知事の独断専行したことであらう」と発言していた（「買収価格一割引下を湯沢知事より切出す、宮電買収問題交渉愈よ本筋に入る」）『河北新報』一九三一年一月二九日、前掲「噂は事実と違ふ」湯沢知事全面否認、『私も知らぬ』と熊田局長言明す）。

- (40) 前掲「買収価格一割引下を湯沢知事より切出す 宮電買収問題交渉愈よ本筋に入る」。

- (41) 史料3を含め、前掲「対宮城県事業譲渡交渉顚末報告並臨時株主総会議案」、三一―四頁。

- (42) 湯沢は、宮城送電が「有名ナル法律家ノ鑑定」などを携え、第九条を広義に解釈することはできず、狭義に解釈しなければならないと「厳格ナル主張」をして「容易ニ譲ラナイ」と述べていた（前掲「湯沢知事説明演説ノ大要」、一〇頁）。

- (43) 「先づ県と会社の共同調査を要望、山本社長より交渉の内容を報告、買収

問題の重役会議」『河北新報』一九三一年一月三〇日。

- (44) 前掲「先づ県と会社の共同調査を要望、山本社長より交渉の内容を報告、買収問題の重役会議」。

- (45) 前掲「対宮城県事業譲渡交渉顚末報告並臨時株主総会議案」、四頁。

- (46) 前掲「湯沢知事説明演説ノ大要」、一一頁。

- (47) 「知事、採決権を行使、原案そのまゝ、可決さる、宮電買収の県参事会」『河北新報』一九三一年二月一五日。

- (48) 「愈よ臨時県会招集、宮電買収の一割引下げ、結局交渉纏まる」『河北新報』一九三一年二月二一日。

- (49) 「臨時県会の招集はいよいよ三月九日に決定、宮城送電現地調査」『河北新報』一九三一年二月二四日、「臨時県会前に交渉成立か、県当局と山本宮電社長東京において買収交渉」『河北新報』一九三二年三月三日。

- (50) 他方、県に譲歩して事業譲渡を実施した場合でも、配当金は一昨年に比して三割近く減額されるから、株主にとってはこの選択も「容易ナラヌ損失」になる。山本は訴訟と「譲歩」のいずれも株主の負担を招くことを説明したうえで、その判断に委ねたのである（前掲「対宮城県事業譲渡交渉顚末報告並臨時株主総会議案」、五一―七頁）。

- (51) 前掲「湯沢知事説明演説ノ大要」、一四―一六頁。

- (52) 「買収価格減額交渉ノ経過」、四三二―四三四頁。

- (53) 前掲「対宮城県事業譲渡交渉顚末報告並臨時株主総会議案」、一一頁。

- (54) 「買収価格減額交渉ノ経過」、四三四―四三五頁。

- (55) これを受けて、県参事会は同じく二月一三日、急議第九号議案「電気事業費起債及償還方法変更ノ件」として、宮城送電の買収価格を二五万五七四〇円減額し、償還年次表も改訂すること、電気事業費の充当に必要な一九三〇年度の起債額も額面二三七万円、手取額二二九万八九〇〇円に改めることを決議した（第八節 宮城送電興業株式会社事業買収の「起債

及償還方法変更並予算追加更正」、四二五―四二九頁。

- (56) なお本件は、県参事会で知事が裁決権を行使した初めてのケースとされる(前掲「知事、採決権を行使、原案そのまゝ、可決さる、宮電買収の県参事会」)。

- (57) 前掲「湯沢知事説明演説ノ大要」、一〇―一三頁。

- (58) 湯沢の説明からは、超過収益還元法と個別集計法という時価純資産法の二つのアプローチのうち後者を採用したと推察される(監査法人トーマツ編(二〇〇五)三一―三二、一〇三―一〇六頁、村松編(二〇〇一)一五四―一五五頁)。

- (59) 史料5も含め、前掲「湯沢知事説明演説ノ大要」、一三頁を参照。

- (60) 前掲「湯沢知事説明演説ノ大要」、一三一―一四頁。

- (61) 宮城送電興業株式会社『第十八回営業報告書』一九二九年六月期、二頁。

- (62) 宮城送電興業株式会社『第十九回営業報告書』一九二九年二月期、二頁。

- (63) 宮城送電興業株式会社『第二十回営業報告書』一九三〇年六月期、二頁。

- (64) 宮城送電興業株式会社『第二十一回営業報告書』一九三〇年二月期、二頁。

- (65) 宮城県議会史編さん委員会編(一九七九)四一―四四頁。

- (66) 宮城県議会史編さん委員会編(一九七九)四三―四六頁。

- (67) 「臨時県会の開会を要求、政友会支部、きのふ宮電問題政調会を開く」『河北新報』一九三二年二月一日。

- (68) 「県会招集要求を県当局、拒否に決す」『河北新報』一九三二年二月四日。

- (69) 「訴訟を起こしても最後まで争ふ、県当局の拒絶に遭って土屋県議憤然語る」『河北新報』一九三二年二月四日。

- (70) 「宮電買収交渉は急転直下成立か」『河北新報』一九三二年二月二日。

- (71) 実際に、実行予算の問題につき提出された臨時県会開会の請求書を、当

局が府県会の権限外として拒否した事例もあったという(「臨時県会招集の要求が提出されたなら、県当局はこれに応ずるか否か」『河北新報』一九三一年二月二日)。

- (72) 前掲「宮電買収交渉は急転直下成立か」。

- (73) 「愈よ臨時県会招集」『河北新報』一九三二年二月二日。

- (74) 「政友派松山氏 県電顧問辞任」『河北新報』一九三二年二月二〇日。

- (75) 前掲「愈よ臨時県会招集」。

- (76) 前掲「臨時県会の招集はいよいよ三月九日に決定 宮城送電現地調査」。

- (77) 知事宛の「意見書」の全文は、宮城県議会史編さん委員会編(一九七九)五九―五九二頁)にも掲載されている。

- (78) この臨時県会は一九三二年三月一日まで開かれた(宮城県議会史編さん委員会編(一九七九)二一―四頁)。

- (79) 土屋忠夫ほか(湯沢三千男知事宛)「意見書」一九三二年三月九日、四四六―四四八頁。

- (80) この点については、熊田電気局長も一九三一年一月時点で、県としては宮城送電買収問題を「急施事項」と認識していないため、参事会だけでは決定できず、臨時県会を開催することになるとの見通しを語っていた(宮城送電買収で臨時県会を開く)『河北新報』一九三二年一月八日)。

- (81) 史料6を含め、前掲、湯沢三千男知事宛「意見書」四四九―四五二頁。

- (82) これを提出した県会議員は湯沢知事宛「意見書」のそれと同じであった(「第八節 宮城送電興業株式会社事業買収」の「事業買収ト県会ノ意見書」、四五二頁)。

- (83) 「河北新報」は菅原伝、守屋栄夫、星廉平、および大石倫治の四名も安達内務大臣に対し、「意見書」を提出したと報じている。その内容は次のとおり。

- (一) 宮城送電買収に関わる起債を一九三〇年二月二七日になって「突

如許可した理由」は何か。

(二) 宮城送電買収に関する各種の申請に対し、認可が甚だしく遅延した理由は何か。

(三) 買収過程でマクロ経済の状況が激変したにもかかわらず、一九三〇年度中に起債の許可申請を更正させた理由は何か。

(四) 湯沢知事の次の処置を正当と認めるか否か。

◎ 一九二八年度末に県会が決議した一九二九年度買収予算を、その決算で不用額として打ち切りながら、買収に関する各種の申請を継続したこと。

◎ 買収予算を県参事会に附議するにあたり、一九二九年四月の先例を理由にしたこと。

◎ 急施を要するという理由から「買収更正予算」を県参事会に提案したこと。

◎ 適法の請求にもかかわらず、臨時県会を招集しないこと。

◎ 買収契約の履行に関して、知事の執行権の範囲に属するとして県会の意見を排除したこと（前掲「愈よ臨時県会招集」）。

なお、この「意見書」は『宮城県電気事業誌作成資料 第一号（事業買収）』の中に見当たらない。

(84) 内務大臣宛の「意見書」の全文は、『宮城県議会史 第四卷』にも掲載されている（宮城県議会史編さん委員会編（一九七九）五九二―五九三頁）。

(85) 宮城県会議長（内務大臣宛）「意見書」一九三一年三月一四日、四五四頁。

(86) 前掲、内務大臣宛「意見書」四五五―四五九頁。

(87) 前掲「湯沢知事説明演説ノ大要」、一六一―一八頁。

(88) 前掲「湯沢知事説明演説ノ大要」、一九頁。

(89) 前掲「湯沢知事説明演説ノ大要」、一九二―二〇頁。

(90) 「両派の小ざり合ひ終り、漸やく日程に入る、湯澤知事、宮電買収の経過を報告、宮城県臨時県会——十二日」『河北新報』一九三二年三月一三日。

(91) 湯沢が採択を拒否した場合でも、有信会の多くの議員は行政訴訟に持ち込むほど「執拗」な態度に出るとは考えられず、また、安達内務大臣が「意見書」に基づいて知事に何かを命じることはないと報じられた（「残る問題は知事の態度」『河北新報』一九三二年三月一八日）。

(92) 前掲「対宮城県事業譲渡交渉顛末報告並臨時株主総会議案」、一三頁、添付資料。

(93) 宮城送電興業株式会社清算事務所「第二十三回報告書」一九三一年六月三〇日、一―二頁。

(94) 前掲「対宮城県事業譲渡交渉顛末報告並臨時株主総会議案」、一一―一三頁。

(95) 前掲「対宮城県事業譲渡交渉顛末報告並臨時株主総会議案」、九頁。

(96) 「受渡書」一九三一年三月三一日付、四七一―四七二頁。

(97) 湯沢のキャリアは秦編（二〇〇二）による。また、湯沢が内務次官と内務大臣に就任する経緯については、古川（二〇〇五）第二部第五章を参照のこと。

(98) 少なくとも、宮城県知事就任前後のキャリアは明確に分けなければならないだろう。

(99) 宮城県議会事務局は、大正時代の「宮城県通常県会決議書」、昭和初期の「宮城県会議事速記録」を保管しており、閲覧も可能である。現物は確認できていないものの、『宮城県議会史 第四卷』には、本稿で取り上げた一九三〇年三月の臨時県会で発言した県議の氏名とそのごく簡単な内容が掲載されている（宮城県議会史編さん委員会編（一九七九）五八二―五九〇頁）。したがって、宮城送電の買収をめぐる政治過程については、この「速記録」を使って接近可能と考える。今回、『宮城県議会史』の内容に立ち入ら

なかった所以でもある。

- (100) 宮城県『宮城県電気事業誌作成資料 第一号(事業買収)』一九四一年、四〇七―四〇九頁。

《参考文献》

我孫子麟(一九八八)『宮城県の電気事業史』白い国の詩編『東北の電気物語』

東北電力株式会社。

岩本由輝(二〇一一)『仙台市・宮城県における公営電気事業と太田千之助』『東北学院大学経済学論集』第一七六号。

北学院大学経済学論集』第一七六号。

鶴養幸雄(二〇一〇)『政権交代下の地方官人事——戦前知事は『浮き草稼業』

だったのか——』『政策科学』(立命館大学)第一八巻第一号。

梅本哲世(一九八二)『大阪電灯の展開過程と公営化』『大阪市大論集』第四一
号。のちに梅本(二〇〇〇)に再録。

梅本哲世(二〇〇〇)『戦前日本資本主義と電力』八朔社。

川田稔(二〇〇七)『浜口雄幸——たとえ身命を失うとも——』(ミネルヴァ日本

評伝選)『ミネルヴァ書房。』

監査法人トーマツ編(二〇〇五)『M & Aの企業価値評価——理論と実務の総合

解説——』中央経済社。

橘川武郎(二〇〇四)『日本電力業発展のダイナミズム』名古屋大学出版会。

公社債引受協会編(一九八〇)『日本公社債市場史』公社債引受協会。

高橋芳紀(二〇〇二)『戦前東北地方における公営電気事業——仙台市・宮城県
を中心に——』『経済研究年誌』(東北学院大学大学院)第二二号。

東北電力株式会社編(一九六〇)『東北地方電気事業史』東北電力株式会社。

橋本寿朗(一九七八)『五大電力』体制の成立と電力市場の展開(3)『電気
通信大学報』第二七巻第二号。のちに橋本(二〇〇四)に再録。

橋本寿朗著・武田晴人解題(二〇〇四)『戦間期の産業発展と産業組織Ⅱ——重
化学工業化と独占——』東京大学出版会。

秦郁彦編(二〇〇二)『日本官僚制総合辞典 一八六八―二〇〇〇』東京大学出
版会。

古川隆久(二〇〇五)『昭和戦中期の議会と行政』吉川弘文館。

松村司叙編(二〇〇二)『M & A 二一世紀Ⅰ 企業評価の理論と技法』中央経
済社。

宮城県議会史編さん委員会編(一九七九)『宮城県議会史 第4巻』宮城県議
会。

宮城県史編纂委員会編(一九六八)『宮城県史9 産業Ⅰ』宮城県史刊行会。